
甲州市 まちづくりプラン

(第2次甲州市総合計画)

豊かな自然
歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち甲州市

平成30年3月

甲州市

はじめに

甲州市は、豊かな自然と恵まれた気候・風土を活かした、ブドウ、モモ、スモモ、サクランボなどの果樹栽培において、品質、生産量ともに日本トップクラスで、「フルーツ王国山梨」の代表的な果樹産地として知られ、都心から約100km圏内に位置し、3つの駅と勝沼インターチェンジがあり、交通環境も充実したまちです。観光客はもとより、移住者も年々増加するなど、快適で暮らしやすいまちとして認知度が着実に高まってきました。



さらに、甲州市が誕生してから12年、「甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくり」「人と自然が輝く、ふれあいのまちづくり」「市民との協働による、自立したまちづくり」を基本視点(第1次甲州市総合計画)に、市民の皆様との調和と協調に意を注ぎ、出産・子育て、教育、防災、産業、環境などの施策や事業を展開する中で、さらなる市民生活の向上、地域産業の発展に努めてまいりました。

一方、人口減少・少子高齢化問題をはじめ、地球規模での環境問題、地方分権の進展など、本市を取り巻く環境はめまぐるしく変化を続けております。これらの社会経済情勢に柔軟に対応していくために、市の将来ビジョンをより明確にし、市民の皆様安心して豊かに暮らしていただく、継続的に発展する市政運営が求められてまいります。

今回策定した「第2次甲州市総合計画」は、市における最上位の位置付けの計画であり、平成30年度(2018年)を初年度とし、平成39年(2027年)までの10年間のまちづくりの指針を定めたものであります。第1次甲州市総合計画から引き継ぐ将来像「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」を掲げる中で、地域経営の指針として活用し、本市の魅力さをさらに発展させ、次世代に引き継ぐことを目的としています。

これからの新しい時代を市民の皆様とともに拓いていきますよう、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心にご審議を賜りました甲州市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様並びに関係各位に対し、心から厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

甲州市長 田辺 篤

目次

第1部 序論

第1章	はじめに	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格と役割	3
3	計画の点検・評価	4
4	計画の構成と期間	5
第2章	甲州市の概要と地域特性	6
1	甲州市の概要	6
2	甲州市の地域特性	11
第3章	甲州市を取り巻く状況と課題	13
1	社会潮流からの課題	13
2	まちづくりアンケートの結果	16
3	まちづくりの主な課題	18

第2部 基本構想

第1章	甲州市の将来像	22
1	まちづくりの基本視点	22
2	まちづくりの将来像	23
3	まちづくりの基本目標	24
第2章	計画の基本フレーム	25
1	将来人口の想定	25
2	土地利用の基本方針	26
第3章	施策の体系	28

第3部 基本計画

基本目標1	創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	30
基本目標2	健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	45
基本目標3	快適で安心して暮らせるまちづくり	61
基本目標4	自然と共生する環境保全のまちづくり	81
基本目標5	心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	90
基本目標6	ともにつくる参画と協働のまちづくり	102

資料編

参考	甲州市総合戦略	114
	甲州市附属機関(総合計画審議会)の設置に関する条例	125
	「第2次甲州市総合計画」策定経過	129
	甲州市総合計画策定委員会設置規定	130
	甲州市総合計画審議会名簿	132
	第2次甲州市総合計画について(諮問)	133
	第2次甲州市総合計画について(答申)	134

第 1 部

序論

第 1 章

はじめに

第 2 章

甲州市の概要と地域特性

第 3 章

甲州市を取り巻く状況と課題

第1章

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成17年11月1日に誕生した甲州市(以下「本市」という。)は、平成20年3月に「第1次甲州市総合計画」を策定し、目指す将来像を「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」と定め、その実現に向けての取り組みを進めています。また、将来の本市にふさわしい魅力あるまちづくりを、市民総参加で推進しているところです。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する市民意識の高まりなど、本市を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、本市に期待される役割は、ますます大きくなっています。

このような厳しい環境の中、本市においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、地域特性や資源を最大限に活かすとともに、市民と行政が協働により各種の政策課題を解決するための仕組みづくりや自主的・主体的な政策展開を可能にする行政経営能力の向上を進めていく必要があります。

一方、平成23年5月には地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定に係る義務づけが廃止され、市町村の基本構想の策定は、各自治体の判断によるものとされました。

しかし、基本構想を含む総合計画は、従来から市の総合的かつ計画的な行財政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、今後も市の最上位計画としての位置づけは変わらないものとし、市民、議会、行政の共有の計画として、市民主体により、計画を策定していくこととします。

このような背景の中、本市では、これまでのまちづくりを継承するとともに、まちづくり全体を総合的にデザインし、今後のまちづくり及び将来像を市民と共有するために、第2次甲州市総合計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の性格と役割

本計画は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を推進するための最上位計画として位置づけ、計画の役割は以下のとおりとします。

役割1

市民と行政が未来を共有し、 協働で取り組む計画

本市のまちづくりの手引書として、今後のまちづくりの方向性と必要な施策を市民にわかりやすく示し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための計画とします。

役割2

まちの魅力とブランド力を高める計画

地方創生の動きをとらえ、地域の個性と資源のさらなる活用を図り、本市の魅力向上とブランド力を高める計画とします。

役割3

行政の経営指針として活用できる計画

地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、行政経営の総合指針として簡素で管理しやすい計画とします。

役割4

国や県、広域行政及び他の計画などとの 連携が確保される計画

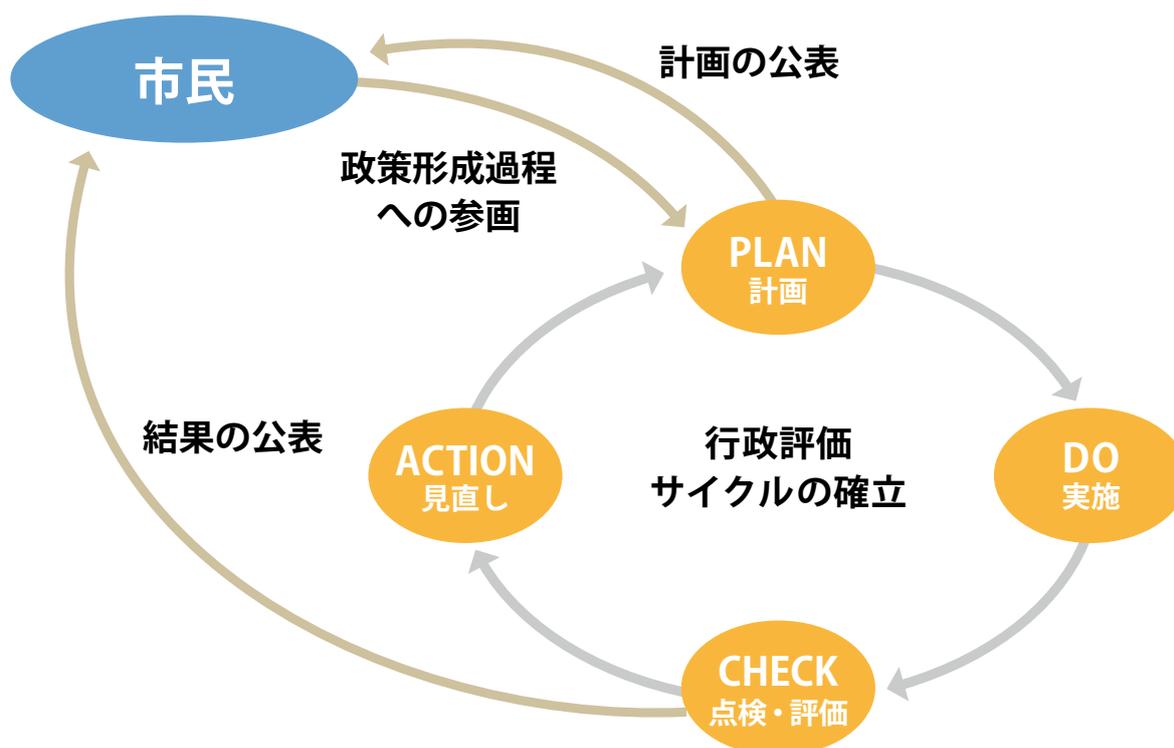
国、県及び広域的な行政などとの計画の連携により、魅力と活力に満ちた地域づくりを推進し、「甲州市人口ビジョン」及び「甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口減少の克服や地域活性化に取り組んでいくため、本市の他部門の計画との関連を保ち、連動した計画とします。

3 計画の点検・評価

本計画は、行政のすべての取り組みを推進する指針を示す性格を有しており、全体の取り組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになります。そこで、将来像実現に向けた主要施策に成果目標を設定し、「計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の執行後の点検により成果を評価するとともに、市民にわかりやすく公表し、市民参画も図るなど、説明責任を果たし、限られた財源の中で予算と連動した、より効果的な事業を選択できる実効性のある計画を目指します。

〈行政評価サイクルと市民参画のイメージ〉



4 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

1 基本構想

基本構想は、本市の特性や市民ニーズの動向、社会経済動向を総合的に勘案し、本市が目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の体系などを示すものであり、平成30年度(2018年度)を初年度とし、平成39年度(2027年度)を目標年度とする10か年の長期構想です。

2 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたものです。計画期間は、平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10か年とします。

社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年度に、今後5年間に取り組むべき課題について検討を行い、計画の見直しを行います。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の指針となるものです。3か年計画として別途策定し、ローリング方式^(注)により、本計画の進行管理を行います。

〈 第2次甲州市総合計画の計画期間 〉

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
平成	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
基本構想	10か年									
基本計画	前期5か年					後期5か年				
実施計画	3か年			3か年			3か年計画を毎年策定			

(注) **ローリング方式**：毎年、修正や補完などを行い、変化する社会・経済情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれすることを防ぐやり方。

第2章

甲州市の概要と地域特性

1 甲州市の概要

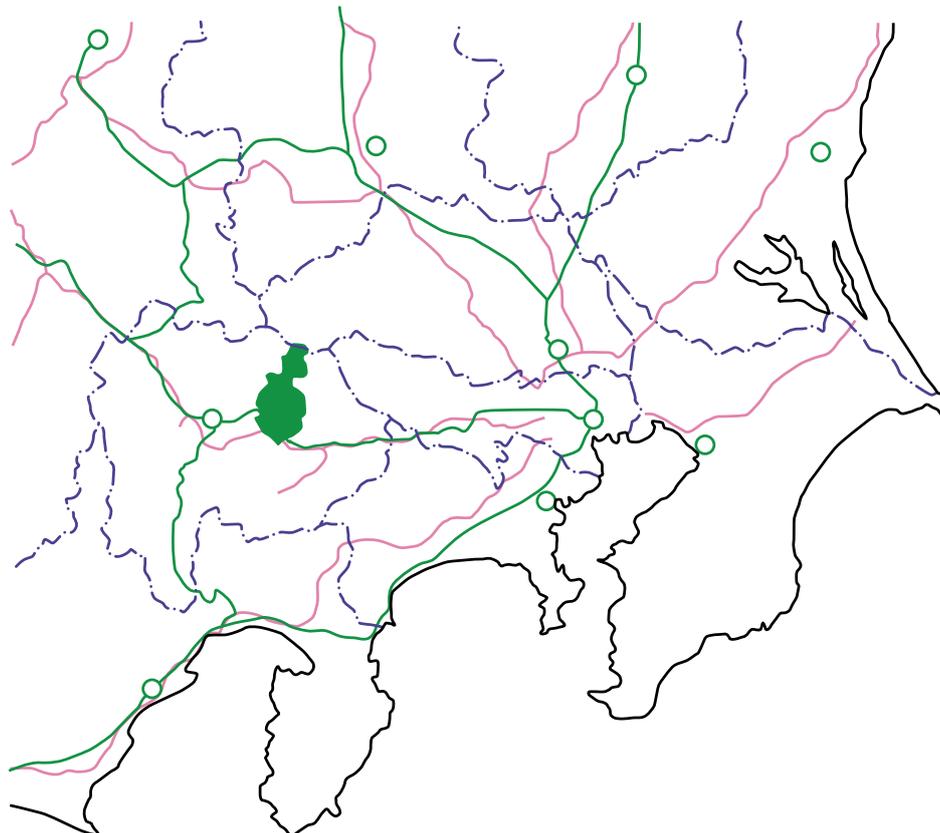
1 位置と地勢

本市は甲府盆地の東部に位置し、北東側には秩父多摩甲斐国立公園の大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、大菩薩峠から連なる柳沢峠を分水嶺として、北は広大な山岳地帯が広がり、柳沢川、一之瀬川が奥多摩へ流れ多摩川水系の源流地帯となっています。南は山岳部と平坦部との間に重川、日川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がっています。市街地の南西部の標高330mから大菩薩嶺(2,057m)がある東部や北部の山岳地帯まで標高差のある地形になっています。

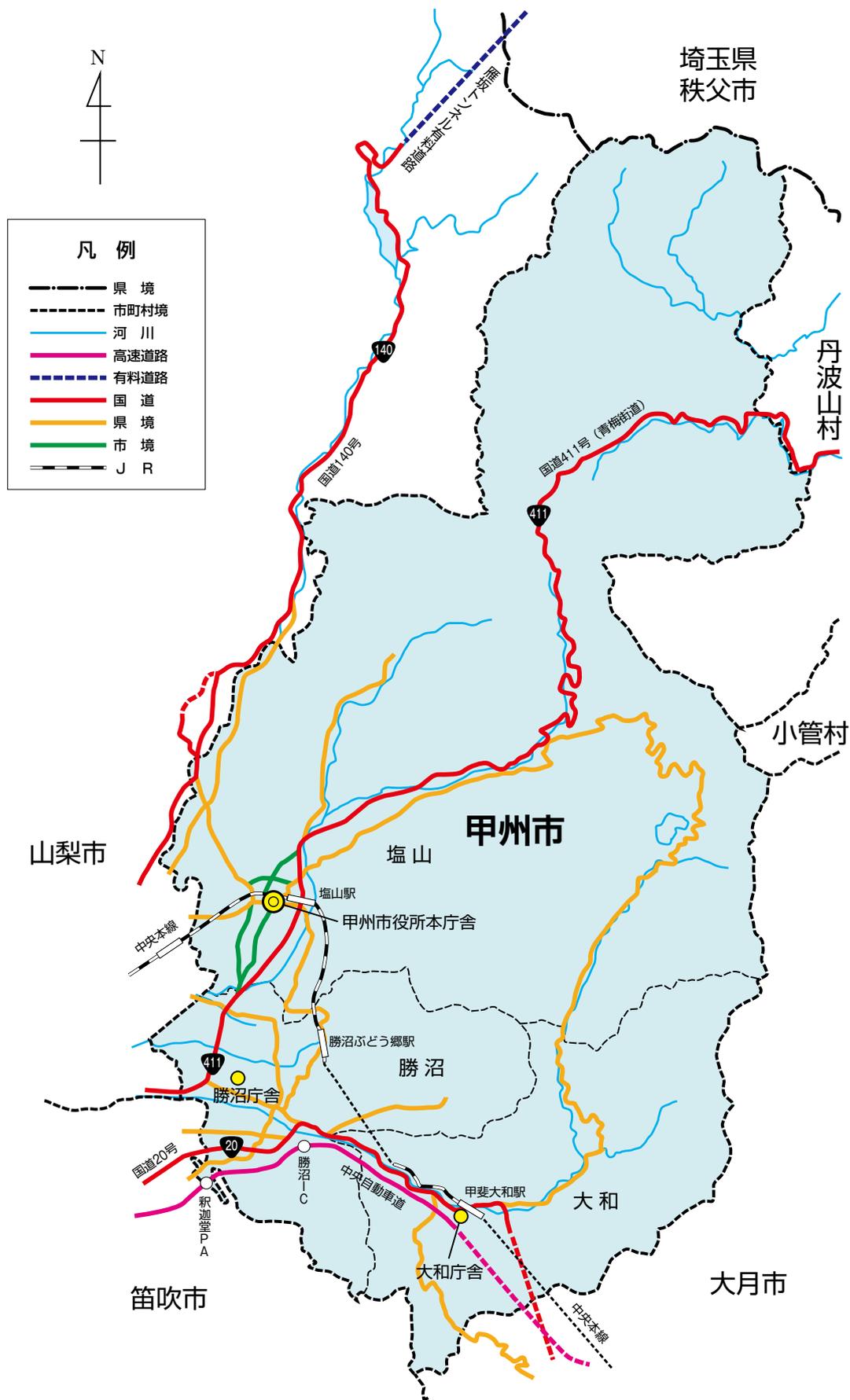
本市の西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村及び小菅村、北部は埼玉県秩父市に接しており、都心から約100km圏内に位置しています。

本市の総面積は、264.11km²で、山梨県の総面積の約5.9%にあたります。土地利用の状況は、宅地7.8km²(3.0%)、農用地20.9km²(7.9%)、森林など214.0km²(81.0%)、その他21.4km²(8.1%)となっています。

〈 甲州市の位置図 〉



〈甲州市の全体図〉



2 市域の変遷

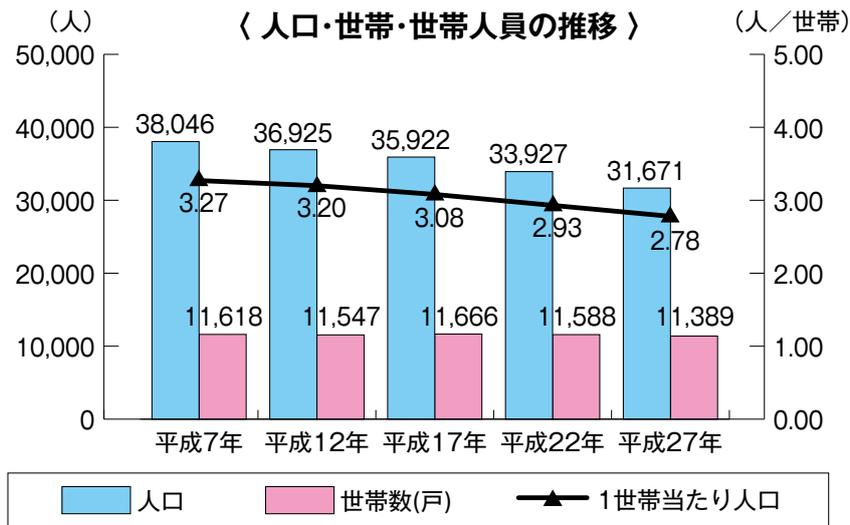
変遷年月日	(旧)塩山市	(旧)勝沼町	(旧)大和村
明治8年2月	千野村、上於曾村、下於曾村、上塩後村、下塩後村、赤尾村、下萩原村が合併し七里村となる 牛奥村、西野原村、熊野村、西広門田村が合併し奥野田村となる 中萩原村、上粟生野村、下粟生野村が合併し大藤村となる 上井尻村、三日市場村、藤木村、小屋敷村が合併し松里村となる	上岩崎村、下岩崎村、藤井村が合併し、祝村となる(2月15日)	
明治8年6月	竹森村、福生里村、平沢村が合併し玉宮村となる		
明治8年10月	上萩原村、上小田原村、下小田原村が合併し神金村となる		
明治22年7月	柚木村下柚木が松里村に合併		
明治29年3月2日		勝沼村が勝沼町となる	
昭和3年11月10日	七里村が塩山町となる		
昭和16年1月1日		小佐手村、山村、休息村、綿塚村が合併し東雲村となる	
昭和16年2月11日			初鹿野村、鶴瀬村、木賊村、田野村、日影村が合併し大和村となる
昭和17年5月10日		等々力村が勝沼町に合併	
昭和26年1月	奥野田村中原地区が菱山村と合併	菱山村に奥野田村中原地区が合併	
昭和29年3月1日	奥野田村が塩山町に合併		
昭和29年3月20日	玉宮村が塩山町に合併		
昭和29年3月31日	神金村、大藤村、松里村が塩山町に合併		
昭和29年4月5日	市制施行	勝沼町、東雲村、菱山村、祝村、大和村深沢地区が合併し勝沼町となる	大和村深沢地区が勝沼町に合併
平成17年11月1日	3市町村合併 甲州市誕生		

3 人口と世帯

国勢調査によると、本市の人口は、平成7年の38,046人をピークに減少傾向となっています。平成27年では、31,671人となり、平成7年と比較すると6,375人減少し、減少率は16.7%となっています。

世帯数は、平成17年の11,666世帯をピークに減少傾向となっています。平成27年では、11,389世帯となり、平成17年と比較すると277世帯の減少となっています。

1世帯当たりの人口は、減少傾向が続いており、平成27年では、2.78人となり、平成7年と比較すると0.49人の減少となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

4 人口動態

自然動態は、死亡が出生を上回り自然減で推移し、社会動態も、転出が転入を上回り社会減で推移し、人口動態は、人口減で推移しています。

〈人口動態の推移〉

	人口動態						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成17年	256	407	△151	1,055	1,104	△49	△200
平成18年	232	469	△237	969	1,178	△209	△446
平成19年	248	427	△179	920	1,107	△187	△366
平成20年	234	441	△207	908	1,033	△125	△332
平成21年	207	417	△210	833	1,012	△179	△389
平成22年	193	457	△264	847	1,012	△165	△429
平成23年	216	426	△210	771	852	△81	△291
平成24年	181	492	△311	763	949	△186	△497
平成25年	189	532	△343	792	939	△147	△490
平成26年	188	462	△274	716	890	△174	△448

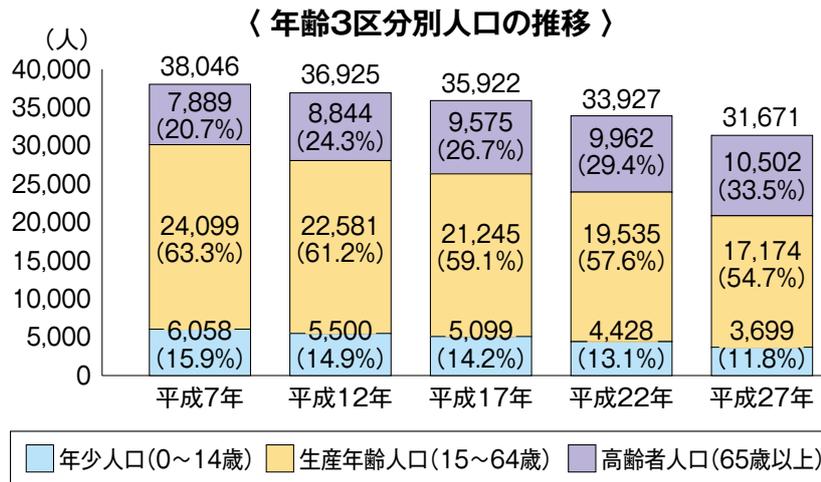
資料：市民課

5 年齢3区分別人口

国勢調査によると、年齢3区分別人口は、年少人口と生産年齢人口が減少傾向にあり、高齢者人口が増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。

平成27年の年少人口が3,699人、生産年齢人口が17,174人、高齢者人口が10,502人で、平成7年と比較すると、年少人口が2,359人減少、生産年齢人口が6,925人減少、高齢者人口が2,613人増加となっています。

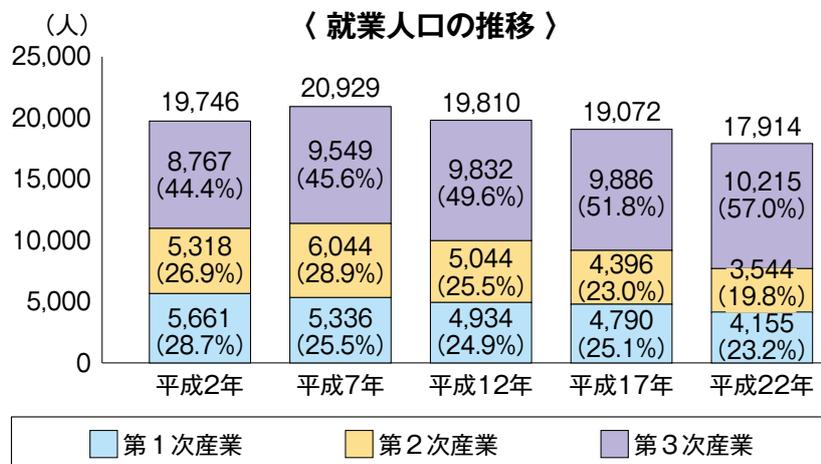
年齢3区分別人口の構成比は、平成27年の年少人口が11.8%、生産年齢人口が54.7%、高齢者人口が33.5%となっており、高齢化率では山梨県の28.4%を上回っています。



6 就業人口

就業人口は、平成7年より減少傾向にあり、平成22年には17,914人と大きく減少し、平成7年と比較すると3,015人減少しています。産業別にみると、第3次産業^(注1)は平成2年より増加し平成22年には10,215人となり、第1次産業^(注2)は平成2年より、第2次産業^(注3)は平成7年より大きく減少し、平成22年には、第1次産業が4,155人、第2次産業が3,544人となっています。

平成22年の産業別就業人口割合では、第1次産業が23.2%、第2次産業が19.8%、第3次産業が57.0%となっており、県の割合(第1次産業7.2%、第2次産業28.6%、第3次産業64.2%)と比較すると、第1次産業の就業人口の比率が非常に高くなっています。



(注1) 第3次産業：金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業など

(注2) 第1次産業：農業・林業・水産業

(注3) 第2次産業：鉱工業・製造業・建設業など

2 甲州市の地域特性

特性1 果樹生産と農業を基幹産業としたまち

- ◆本市は、ブドウ、モモ、スモモ、柿、サクランボ、イチゴなどの果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量ともに日本有数の産地となっています。
- ◆勝沼地域を中心に大小30を越すワイナリーで醸造されるワインは、生産量でも日本有数の産地になっており、地元のブドウを使ったワインの品質は国内外においても高く評価されています。
- ◆塩山地域でつくられているころ柿も味・品質ともに高く評価されており、柿を軒先につるす風景は冬の風物詩にもなっています。このほかブドウやモモ、サクランボやイチゴ狩りなど年間を通じて様々な果実を味わうことができる観光農園が多数あるなど農業を基盤とした産業が集積しています。
- ◆このように本市は、果樹を中心とした農業を基盤にしたまちであり、地方の産業を取り巻く環境が厳しい中で、これらを中心とした産業振興をまちづくりの核として、維持・発展させていくことが必要です。

特性2 交通立地条件に恵まれたまち

- ◆本市は、東京から100km圏内に位置し、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されています。
- ◆東京と山梨、諏訪地方を結ぶ国道20号、本市と丹波山村を經由して多摩地域とを結ぶ国道411号が貫通しています。
- ◆雁坂トンネルの開通により北関東との新たな動脈となった国道140号も市域の西端に沿って走るなど、多方面との連携が期待できる交通立地条件を有しています。
- ◆JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅を有しているほか、高速バスの停留所があり、路線バスや地域循環バスが運行されています。
- ◆このように本市は、首都圏をはじめ、各方面との連携や交流が期待できる交通立地条件に恵まれたまちであり、広域的・長期的な視点から、こうした特性を活かした連携や交流をさらに進めていく必要があります。

特性3 豊かな自然と美しい果樹園景観のまち

- ◆本市は、総面積の約8割を森林が占め、日本百名山である大菩薩嶺をはじめとする大菩薩山系や秩父山系など北部の山々は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、こうした森林地域をはじめ、清らかな水の流れる渓谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。
- ◆重川や日川などとその支流が複合扇状地をつくり、なだらかな斜面に広がるブドウやモモなどの果樹園は個性豊かな景観を形成しており、この果樹園景観は農村風景の中でも特筆すべきものとなっています。
- ◆これらの自然や景観は、市民や本市を訪れる人々に憩いとやすらぎを与える財産であることから、自然環境の保護や景観保全とともに、様々な分野で新たなまちづくりに活かしていくことが必要です。

特性4 豊富な歴史文化遺産があるまち

- ◆本市は、かつて甲斐の国を治めた武田家ゆかりの神社仏閣が多数存在し、代々の家督の証とされる国宝「小桜韋威鎧 兜、大袖付^(注1)」を有する菅田天神社、信玄公の菩提寺である恵林寺、勝頼公の菩提寺である景德院、日本最古の「日の丸の御旗」や風林火山で有名な「孫子の旗」などを有する雲峰寺、「実戦軍配」、「武田軍旗」などを有する栖雲寺などゆかりの深さを感じさせます。
- ◆恵林寺庭園をはじめ、向嶽寺庭園、大善寺庭園、三光寺庭園、栖雲寺庭園など当時の禅僧により作庭された庭園は国や県の名勝に指定されており、市民や観光客の憩いの場所となっています。
- ◆小桜韋威鎧とともに、大善寺本堂、向嶽寺「絹本著色達磨図^(注2)」が国宝に指定されているほか、多くの重要文化財が存在しています。
- ◆国内のワイン醸造発祥にまつわる産業遺産など近代化産業遺産も数多く点在し、甲州街道や鎌倉への古道など歴史的な街道も残っており、歴史に彩られた文化資産が数多く存在しています。
- ◆このように本市は、武田家ゆかりの歴史的な文化財をはじめ、いにしへの文化と先人たちの足跡が今に残る歴史に彩られたまちであり、今後とも、本市ならではの貴重な文化資産の保存・活用に努めるとともに、様々な分野で一層活用していくことが必要です。

特性5 特色ある観光・交流資源を有するまち

- ◆本市には、秩父多摩甲斐国立公園に指定される豊かな自然をはじめ、標高差のある地形と内陸性の気候が育んだ果樹園景観や広大な山岳地帯の雄大で癒しのある風景や眺望などの自然景観、日本有数の果樹やワインなどの特産品、歴史的な文化資産を有しており、これらはすべて貴重な地域資源となっています。
- ◆さらに、公営、民間を含めた温泉施設や物販施設、レクリエーション施設、伝統的な祭りやイベントなど特色ある観光・交流資源を数多く有しています。
- ◆こうした観光・交流資源をめぐるウォーキングやハイキング、体験型観光などの新しい観光振興の動きがあります。
- ◆このような多様な観光・交流資源を一体的かつ有効的に活用し、より多くの人々が行き交う、交流と活気あふれるまちづくりを進めていくことが必要です。

特性6 地域への愛着と連帯感のあるまち

- ◆価値観の多様化に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、時間をかけて市民・地域が育んできた貴重な地域の伝統行事、地域への感謝の心から続けられている祭りなど、人と人とのつながりの強さ、地域連帯感の強さ、そして地域への愛着は次世代に引き継ぐべき本市の優れた特性となっています。
- ◆こうした地域での連帯感や市民性を背景に、福祉活動、文化・芸術・スポーツ活動、防災活動、環境美化活動など、多様な分野における自主的な市民活動が各地域において展開されています。
- ◆このような連帯感や市民活動を大切に守り育て、地方分権時代の自立したまちづくりの原動力として活かしていくことが必要です。

(注1よみ) 小桜韋威鎧 兜、大袖付：こざくらかわおどしよろい かぶと おおそでつき

(注2よみ) 絹本著色達磨図：けんぼんちゃくしよくだるます

第3章

甲州市を取り巻く状況と課題

1 社会潮流からの課題

1 少子高齢化・人口減少社会

- ◆平成27年国勢調査によると、わが国の総人口は約1億2,700万人となっています。現在は既に人口減少時代に突入しており、今後の総人口は、平成72(2060)年には1億人を下回り、平成77(2065)年には9,000万人を下回ると推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の平成29(2017)年4月推計。中位推計)
- ◆わが国では少子高齢化の進行が著しく、平成27(2015)年国勢調査では年少人口(0~14歳人口)が12.5%、生産年齢人口(15~64歳人口)が60.8%、高齢者人口(65歳以上人口)が26.6%となっており、高齢者人口が21%以上である超高齢社会となっています。この少子高齢化の傾向は今後も続き、平成77(2065)年には、年少人口が10.2%、生産年齢人口が51.4%、高齢者人口が38.4%になるものと推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の同推計。)
- ◆このような人口減少と少子高齢化は、経済の停滞、若年層の負担増大、社会保障制度に対する信頼感の低下などを招き、社会に対する閉塞感・不安感の増大につながるものとして危惧されており、子育て支援のさらなる充実などが急がれています。
- ◆人口減少と少子高齢化のもとでは、女性や高齢者の就労機会の増大や、地域活動への参加機会の拡大などが期待できることから、協働によるまちづくりに向けて、女性や高齢者が参画しやすい社会の仕組みづくりも求められています。

2 市民との協働と行政経営

- ◆社会の成熟化や社会貢献意識の高まりなどにより、社会貢献活動に取り組む各種団体が増加し、災害時など様々な状況でのボランティア活動が活発化しています。このような背景により、幅広い「公」の役割をNPO・ボランティア団体や企業など、多様な主体が担いつつあり、住民参画は拡大の傾向にあります。
- ◆このような住民参画の成長の動きを積極的に受け入れ、個人や企業などの社会への貢献意識をさらに育むとともに、自治会などの地域に根ざした組織や、NPO・ボランティア団体などの組織をさらに活性化させることがまちづくりには必要です。
- ◆地方自治体の行政経営については、これまで、全国画一で中央集権的な仕組みで進められてきましたが、国や地方の財政のひっ迫化などに伴い、地方分権が進められ、地方自治体の役割がますます大きなものとなっています。
- ◆今後は、自らの権限と責任のもとで、効率的な行政組織や体制の整備、地域の実情やニーズを踏まえたサービスの迅速かつ的確な提供など、社会環境の変化に対応した適切な行政経営を進めていくことが必要であり、地方自治体の独自性が求められています。

3 産業構造

- ◆経済のグローバル化により我が国の産業構造も情報技術の発展、消費の多様化などの進行を背景に、サービス業の割合が増加するなど大きく変化しています。その中において、企業には機動性、独自性などを活かした活力ある成長が期待されています。また、海外にブドウやモモなどの農産物や甲州種ワインを輸出するなど「守りから攻め」への転換期として捉える考え方も出てきています。
- ◆人口減少や少子高齢化の進行により経済規模(消費)の縮小や労働力人口の減少が懸念される中、労働力の確保、後継者不足などへの対応が求められています。
- ◆今後は、これまで以上に地域間・都市間競争が激しくなり、「人がまちを選ぶ」時代にあって、魅力ある都市として自立するために、地域経済が地域特性を活かした活力のある成長・発展を続け、自治体においてもサービスの充実や経営能力を高める必要があります。

4 自然環境・生活環境

- ◆これまでの大量生産・大量消費型の経済活動や生活様式によって、地球規模での環境問題が深刻化してきています。
- ◆低炭素社会^(注)の実現を見据えた世界的な動きの中で、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、わが国におけるエネルギー政策のさらなる検討が求められています。
- ◆市民一人ひとりの日常生活や企業活動は、地球環境・エネルギー問題に大きく影響していることから、身近な問題として取り上げられています。
- ◆地域それぞれのかげがえのない環境や限りある資源を次世代へ引き継いでいくために、国、地方自治体、市民、企業などそれぞれの立場から責任ある行動を取ることで、持続可能な低炭素社会を形成することが求められています。

5 安全な生活

- ◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時の迅速な初動体制の確立や被災者への支援など、人と人の繋がりや地域コミュニティの重要性が改めて確認されたところです。
- ◆子どもや高齢者といった社会的弱者が巻き込まれる事件・事故の多発や食品の安全性などがマスコミに大きく取り上げられるなど、さまざまな分野で安全・安心に対する関心が高まっています。
- ◆今後は、行政の取り組みだけではなく、地域で互いに助け合い、連携しながら、市民が主体となって自主的に安全・安心が確保されるまちづくりに取り組むことが求められています。

(注) **低炭素社会**：二酸化炭素の少ない社会のこと。

6 健康で安心な生活

- ◆少子高齢化の進行は、労働人口の減少による税収の減少、高齢者の増加による医療費や扶助費の増加による財政面への影響とそれに伴う行政サービスの低下などが考えられることから、健康寿命の延伸に努めるとともに、効率的な保健・医療・福祉の連携に努める必要があります。
- ◆人口減少への対応として、少子化対策や子育て支援が重要となっています。
- ◆都市化による核家族化や若年層の単独世帯化、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加など、地域を構成する市民やその家族形態も大きく多様化していることから、多様な家族形態に対応するための保健・医療・福祉の充実が求められています。

7 都市基盤

- ◆社会の発展、特に高度情報化社会の進展により、生活の利便性の向上や生活様式の多様化が急速に進んでいます。その一方で、道路や橋梁、下水道、水道、公共施設といったインフラの老朽化が進んでいます。
- ◆今後は、ICT^(注)を活用した質の高い生活環境を実現していくとともに、老朽化したインフラを計画的に延命・更新を図り、災害に強く、利便性が高い、安心して暮らせる社会基盤づくりを進めていく必要があります。

8 教育・文化

- ◆ふるさとへの愛情を育むためには、歴史や文化、自然など多様な地域資源をとおり、まちへの理解を深め、『ふるさとを誇り』に思う教育を推進することが重要です。
- ◆そこで、人を思いやる心や郷土を愛する心を培い、社会生活に適應できる「生きる力」を育てるため、学校、家庭、地域が連携を深め、より良い教育環境づくり、特色ある学校づくり、青少年の健全育成を進めていく必要があります。
- ◆団塊の世代をはじめとして、今後元気な高齢者が地域で活躍する場の充実が求められています。
- ◆そのため、高齢者一人ひとりのニーズに合った生涯学習活動の充実を図るとともに、生涯学習活動をまちづくり活動に活かす仕組みの構築が必要です。

(注) ICT：情報処理及び情報通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

2

まちづくりアンケートの結果

1 調査の目的

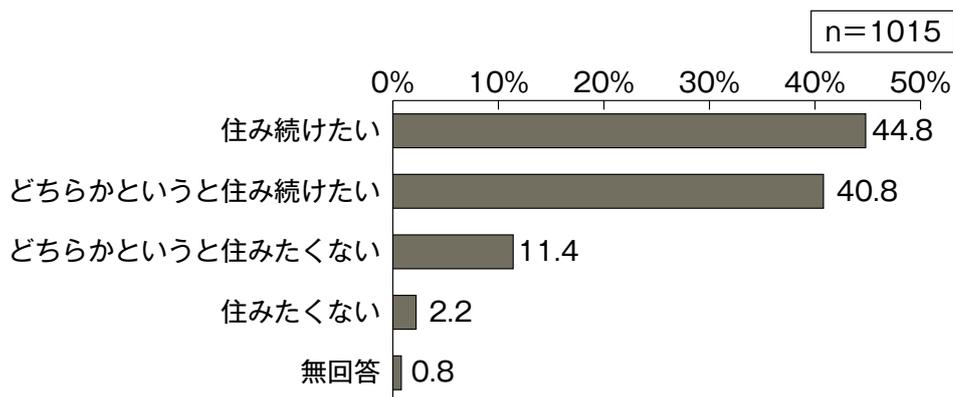
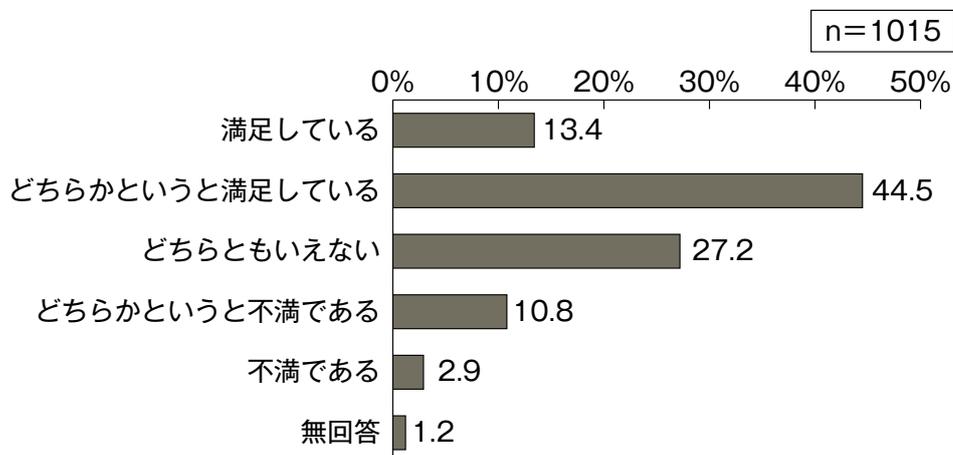
本調査は、「第2次甲州市総合計画」の基礎資料として、まちづくりに関する市民の意見・提案を把握することを目的に実施しました。

2 調査の実施概要

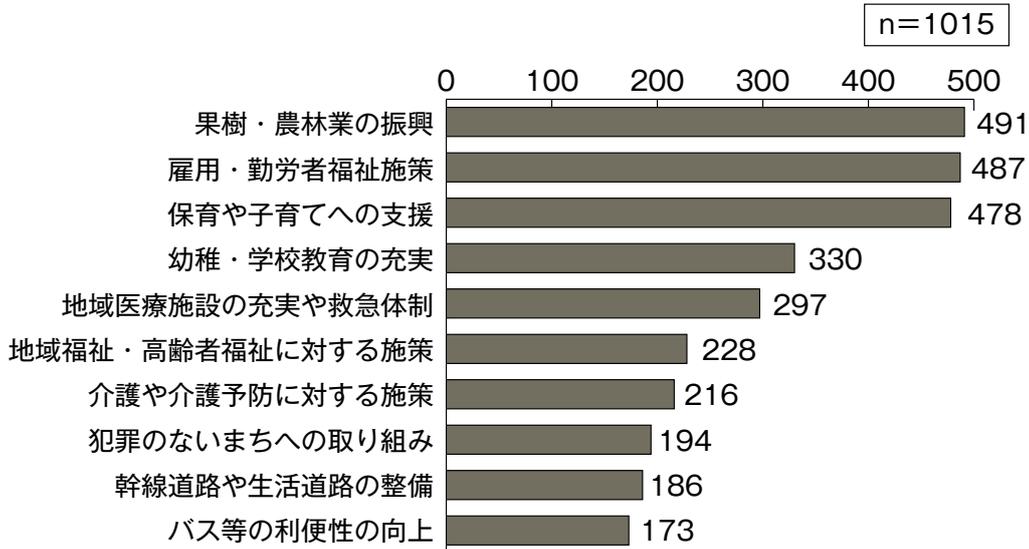
項目	内容
対象者	市民(18歳以上の市内在住者)
調査数	3,000人(年齢、性別、地区を考慮したうえで、住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送による配付・回収
調査時期	平成28年9月28日～10月11日
回答数	1,015票(回答率33.8%)

3 調査結果の概要

- ◆甲州市の暮らしやすさの『満足』が50%を超えています。
- ◆これからも甲州市に『住み続けたい』が80%を超えています。

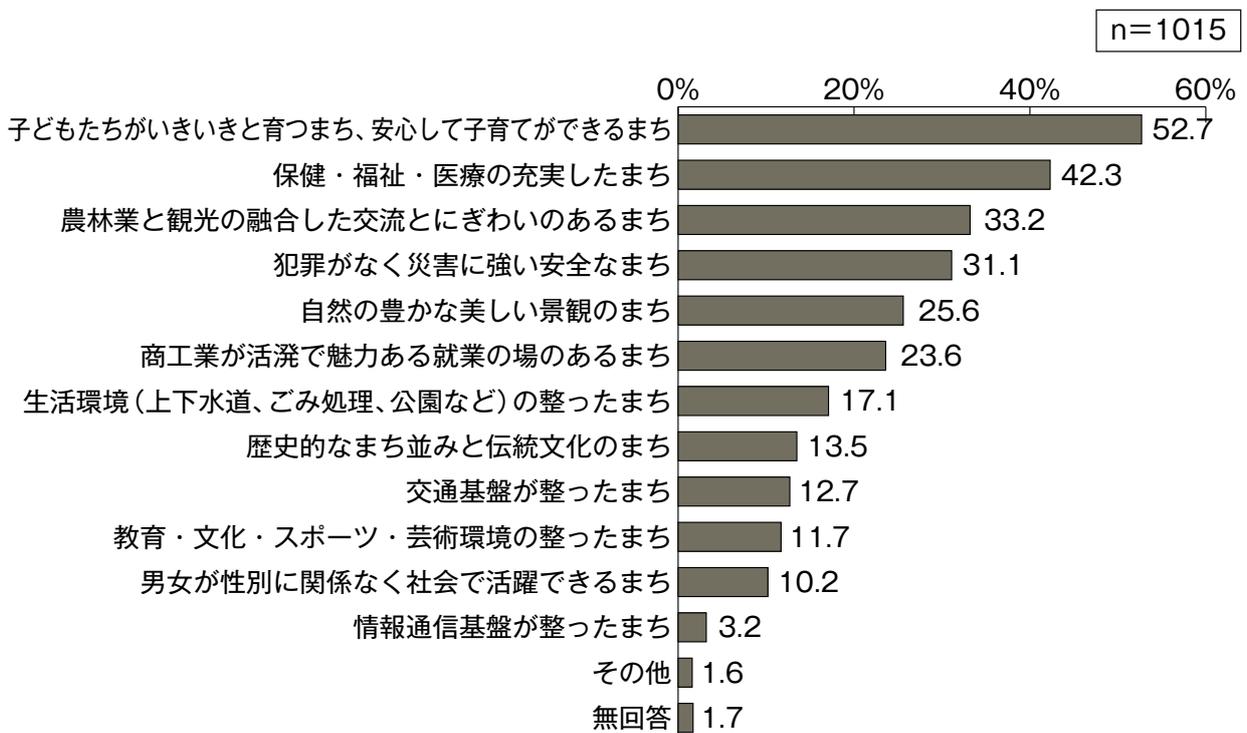


◆特に優先するべきと考える重点施策は、上位3項目「果樹・農林業の振興」、「雇用・勤労者福祉施策」、「保育や子育てへの支援」が400ポイントを超えています。



(注) まちづくりに関する各設問について、「重要である(他の分野より優先する)」と回答のあった数の累計。上位10項目のみ表示。

◆今後、甲州市をどのような特色あるまちにすべきは、上位2項目「子どもたちがいきいきと育つまち、安心して子育てができるまち」、「保健・福祉・医療の充実したまち」が40%を超えています。



(注) 「今後のまちづくりについて、甲州市をどのような特色あるまちにするべきか」という上記13個の設問(無回答を除く)に対し、1人あたり3つまで選択。

3 まちづくりの主な課題

1 地域産業の振興と交流を核とした「甲州ブランド」の確立

- ◆産業構造や経済状況の変化により、労働者を取り巻く環境は変化しています。このような中、労働者の生活の安定や労働環境の向上などに努めるほか、余暇の場の提供を行うなど多面的な福祉の充実が求められています。
- ◆本市の基幹産業である果樹を中心とした農業を一層振興していくために、生産技術の向上や担い手対策、省力化などによる収益性の高い農業への転換、6次産業化^(注1)の推進、新たな販売網の構築やアジアに向けた果物の輸出など、多様な販売方法の検討が必要です。
- ◆美しい果樹園景観は、果樹の生産性の向上によりつくり出された本市独特の景観であり、ワインツーリズムなどで本市を訪れる来訪者が増加しています。今後、農業遺産認定の成果を活かし、果樹を核とした都市と本市の交流をさらに進化させるため、農村ワーキングホリデー^(注2)や農泊などの施策を推進する必要があります。
- ◆林業分野では、輸入木材の台頭などにより、大変厳しい状況が続いています。林業経営の合理化に努めるとともに、森林のもつ地球環境保全機能や水源かん養機能などの多面的機能発揮のため、森林の保全、整備を推進していく必要があります。
- ◆観光分野では、国、県と連携し、積極的な取り組みがなされていますが、農業やワインなどと連携した産業観光の一層の振興とともに、地域資源を活かした体験・交流型といった新たな観光を推進することが必要です。
- ◆そのため、「富士の国やまなし・峡東地域ワインリゾート構想」や「農業遺産」などを活かした農村リゾートの推進、「大菩薩の森」や「多摩川の源流地域」といった豊かな自然を利用した山岳観光の推進など、様々な観光や交流の展開を図っていくことが求められます。
- ◆商工業の分野では、車社会の進展による生活圏の拡大に伴う郊外型の大型店や量販店の進出、コンビニエンスストアの出店などにより、既存商店街の空洞化が進んでいます。
- ◆市内中小企業は、厳しい状況下にあり、大手企業においても企業立地や企業活動が停滞しているのが現状です。
- ◆経済の活性化は本市の元気の源であり、働く場の確保は、本市の発展のためには欠かせないことから、事業承継や、創業支援策の充実が求められています。
- ◆そこで、今後も観光・交流を軸として農林業、商工業の連携と地域資源を最大限に活用して、おもてなしの心をもって様々な魅力ある地域産業の振興を推進し、「甲州ブランド」の確立を進めることが必要です。

(注1) **6次産業化**：1次産業(農林漁業)、2次産業(加工)、3次産業(流通・販売)の融合を図り、農林水産物などに新たな付加価値を生み出し、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態のこと。

(注2) **農村ワーキングホリデー**：農業に関心がある方や、農業に取り組んでみたい方と、農繁期の手助けを必要としている農家を結びつける制度。

2 少子高齢化への対応と健康・福祉を重視したまちづくり

- ◆本市の高齢化率はすでに33.5%(平成27年国勢調査)と、ほぼ市民の3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化・人口減少が一層進行することが予想されます。
- ◆このため、これまで以上に健康寿命の延伸を図るとともに、高齢者人口の増加に伴う新たな行政需要への対応など高齢者が住みやすい社会基盤の強化などが求められています。
- ◆安心して子どもを産み、育てることができる社会づくりが必要です。
- ◆そのため、男女共同参画社会の醸成や安心して子育てができる環境づくりの推進が求められています。
- ◆地域における高齢者や障害者や子育て支援に関し、地域福祉体制づくりを推進していくため、65歳を超えた団塊の世代の力を活用するなど、取り組みの一層の強化が必要です。

3 安全で快適な生活基盤づくり

- ◆本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策大綱対象地域に指定されており、大規模地震が発生した場合、広域にわたり甚大な被害が発生することが予想されています。
- ◆本市は地形的な高低差があり広い面積を抱え、都市部、果樹園地帯、山間地域などの多様な生活環境を有しており、大規模地震による建物の倒壊や火災、地滑りなどの多様な災害の発生などが考えられます。
- ◆このため、大規模地震や風水害などの災害に強い安全で安心なまちづくりを進めるため、災害危険区域の周知、防災事業の推進、市民の防災意識の高揚、広域消防・非常備消防(消防団)の充実などあらゆる面から対策を講ずるとともに、公共施設の耐震化に努め、防災の拠点づくりを行う必要があります。
- ◆本市の地域活力の維持に向け、定住促進を図ることが求められています。
- ◆そのため、自然環境との共生を基本に、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、魅力ある市街地の形成、定住基盤となる住宅・宅地の整備、幹線道路の整備、安全で利便性の高い生活道路の整備、利便性がある公共交通網の整備、高度情報化社会に対応した情報基盤の整備、良好な景観形成の促進など定住・交流を支える快適な生活基盤などを進めていく必要があります。

4 環境問題に配慮した循環型社会の構築

- ◆平成29年度から甲府市・笛吹市・山梨市・本市で設立した甲府・峡東クリーンセンターで一般家庭の可燃ごみ及び可燃粗大ごみ、事業系可燃ごみの処理を行っており、広域処理による経費削減を進めています。
- ◆ごみの減量化に向けては、市民一人ひとりの取り組みと3R^(注)を推進する必要があります。
- ◆太陽光、小水力などの新エネルギーの活用や農業と自然環境が共存できる環境保全型農業の確立など地域全体として環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくことが求められます。
- ◆本市の貴重な財産である森林地帯から流れる清らかな水や溪流、河川を守るため、下水道事業など生活排水処理事業を一層推進していく必要があります。
- ◆豊かな自然景観を守るため、地域における多様な環境施策への対応も求められています。

(注) 3R: Reduce(減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(再資源化する)の3つの頭文字をとった言葉。

5 将来を担う人づくりと地域文化の一層の向上

- ◆少子高齢化や国際化、情報化の一層の進展、価値観の多様化など時代が大きく変化する中、新たな時代を切り拓く創造性豊かな人材がますます不可欠となっています。
- ◆その中で、特に、地域の次代を担う子どもたちの健全育成は、重要な課題となっていますが、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、学力低下や道徳心、倫理観の減退といった問題が懸念されるとともに、いじめや不登校など深刻な問題も抱えているのが現状です。
- ◆そのため、基礎的学力の向上とともに、児童生徒の個性や能力、自立心や思いやりの心などを伸長する教育を行うことが必要です。
- ◆そこで、学校・地域・家庭が連携して、幼児教育・学校教育の充実に努め、子どもたちの健やかな成長に寄与していくことが求められています。
- ◆昨今、子どもたちにかかわる凶悪事件も数多く報道され、安全な教育環境の整備も求められています。
- ◆心豊かに暮らしたいという市民の欲求は強まり、学習活動やスポーツ活動、文化活動に対する関心も高まっています。
- ◆そのため、市民が生涯を通じて、いきいきと学ぶことのできる環境づくりなど、社会教育環境の充実を推進する必要があります。
- ◆さらに、各地域の個性豊かな伝統文化の保護と活用に努め、地域文化を次世代へ伝承し、文化・芸術活動の振興や交流活動の促進に努めるなど、人づくりへの取り組みや地域文化の一層の向上を進めていく必要があります。

6 協働による魅力ある地域づくりと効率的な行政経営

- ◆多様化する行政ニーズに対し、すべてを行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは限界があり、市民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え直す必要があります。
- ◆そのため、協働に向けた市民意識の醸成に努めるとともに、組織づくりや活動に対する支援に努め、市民と行政との信頼関係に基づいたコミュニケーションがとれる体制づくりを確立していく必要があります。
- ◆少子高齢化や生活様式の多様化などに伴い、本市においても地域コミュニティ機能の低下が懸念されており、地域コミュニティ機能の維持は地域の独自性の維持や安全性を補完するためにも重要となっています。
- ◆このため、地域の実情に応じた個性豊かな地域づくりが一層進められるよう、市民と行政との協働を進め、地域コミュニティの支援や地域ごとの市民組織への支援などを推進し、魅力ある地域づくりを一体となって進めていく必要があります。
- ◆本市の財政状況をみると、国の行財政改革に伴う地方交付税の大幅な削減や国・県の補助金の削減などにより年々厳しさを増しています。
- ◆今後も高齢化の進展に伴い医療や福祉にかかわる経費が増加すると予測され、これらの歳出増加に対し、歳入面では自己財源である税収の大幅な伸びは期待できず、今後とも国の地方財政制度の動向などに大きく影響を受けることが予想され、財源不足が懸念されます。
- ◆このため、政策立案能力の向上、財源の確保など行政基盤の充実・強化が求められるとともに、地方行政を取り巻く環境が厳しい中で市民サービスの維持・向上を図るため、徹底した行政改革により、効率的で効果的な行政運営を進めていく必要があります。

第 2 部

基本構想

第 1 章

甲州市の将来像

第 2 章

計画の基本フレーム

第 3 章

施策の体系

第1章

甲州市の将来像

1 まちづくりの基本視点

序論を踏まえ、まちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

視点1

甲州市ブランドを創造し、 誇りうるまちづくりの視点

地域資源を活用した観光・交流による本市ならではの個性ある産業の創造と振興を進めるとともに、暮らしや人づくり、地域づくり、芸術・文化の振興など、多彩な「甲州ブランド」を創造・発信し、誇りうるまちづくりを進めます。

視点2

だれもが住んでみたい、住んでよかったと 思えるまちづくりの視点

自然との共生を基本に、環境を重視した持続可能な循環型の社会づくり、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、だれもが、より元気に、より暮らしやすいまちづくりを進めます。

視点3

市民との協働による、 自立したまちづくりの視点

市民と行政がお互いの役割分担を明確にしなが、あらゆる分野において市民と行政との協働体制の強化を進めるとともに、これに基づく自立した自治体経営の確立、住民自治の地域づくりを進めます。

2 まちづくりの将来像

本市は、豊かな自然に包まれ、果樹園風景が広がり、果樹を中心とした農業が展開されています。さらに数多くの歴史資産と地域文化を有しています。こうした本市の特性を活かすため、基本視点である「甲州市ブランドを創造し、誇りうるまちづくり」、「だれもが住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくり」、「市民との協働による、自立したまちづくり」を踏まえ、本市の魅力が輝き、多くの人を訪れ、住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたくなるまちの実現を目指し、将来像を以下のとおり定めます。

〔将来像〕

豊かな自然歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち甲州市



〔まちづくりの基本視点〕

視点1 甲州市ブランドを創造し、誇りうるまちづくり

視点2 だれもが住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくり

視点3 市民との協働による、自立したまちづくり

また、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの市民の参画・協働が得られるよう、計画の愛称を「甲州市まちづくりプラン」としています。

〔計画の愛称〕

甲州市
まちづくりプラン

3 まちづくりの基本目標

基本目標 1

創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

観光・交流を軸として農林業、商工業、地場産業の連携と豊かな自然や地域資源を最大限に活用し、地域産業の活性化に向けた「創意に満ちた活力ある産業のまちづくり」を進めます。

基本目標 2

健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

少子高齢化が急速に進行する中、すべての市民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいをもって暮らすことのできる「健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり」を進めます。

基本目標 3

快適で安心して暮らせるまちづくり

定住・交流の促進と本市の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整った「快適で安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

基本目標 4

自然と共生する環境保全のまちづくり

豊かな自然を守り育てるとともに、市民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて行動する「自然と共生する環境保全のまちづくり」を進めます。

基本目標 5

心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、本市らしい文化の創造に向け「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を進めます。

基本目標 6

ともにつくる参画と協働のまちづくり

市民と行政が協働した魅力ある地域づくりとともに地方分権に対応した自立した自治体経営の確立に向けて「ともにつくる参画と協働のまちづくり」を進めます。

第2章

計画の基本フレーム

1 将来人口の想定

国勢調査の人口推移をみると、本市の人口は、減少傾向で推移しています。

平成17～27年の実績に基づくコーホート法^(注)による将来人口の推計では、減少傾向が続き、平成42(2030)年には、24,403人まで減少すると予測されます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口が2,384人(9.8%)、15～64歳の生産年齢人口が11,869人(48.6%)、65歳以上の高齢者人口が10,150人(41.6%)と予測されます。

人口ビジョンにおける将来人口では、平成27(2015)年が32,220人、差が約500人、平成42(2030)年が28,979人、差が約4,600人となっています。

そこで、計画の目標年次である平成39(2027)年の設定人口を約26,000人とします。

世帯数は、減少傾向が続き、平成42(2030)年が10,457世帯に減少すると予測されます。

1世帯当たり人数も、減少傾向が続き、平成42(2030)年が2.33人に減少すると予測されます。

そこで、平成39(2027)年の設定世帯を約10,700世帯とします。

(単位:人、%、世帯、人/世帯)

	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年
総人口	35,922	33,927	31,671	29,316	26,861	24,403
年少人口 (0～14歳)	5,054 (14.1)	4,428 (13.1)	3,734 (11.8)	3,126 (10.7)	2,728 (10.2)	2,384 (9.8)
生産年齢人口 (15～64歳)	21,274 (59.2)	19,536 (57.6)	17,337 (54.7)	15,395 (52.5)	13,528 (50.4)	11,869 (48.6)
高齢者人口 (65歳以上)	9,594 (26.7)	9,963 (29.4)	10,600 (33.5)	10,795 (36.8)	10,606 (39.5)	10,150 (41.6)
世帯数	11,666	11,588	11,389	11,143	10,818	10,457
1世帯当たり人数	3.08	2.93	2.78	2.63	2.48	2.33

*人口はコーホート法、世帯はトレンド法で推計。

(平成17～27年が実績値、平成32(2020)～42(2030)年が推計値)

(注) **コーホート法**：コーホート(同じ年、又は、同じ期間に生まれた人々の集団のこと)に基づき、将来の人口予測を計算する方法。

2 土地利用の基本方針

〔基本理念〕

- 先人のたゆみない努力によって守り育てられた本市の土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産などの諸活動の共通の基盤であり、より良い環境を次世代へと引き継ぐべき資源です。
- 本市には、豊かな自然と文化史跡、農村風景など、歴史が息づく文化的な風景があります。一方で、甲府盆地に位置する地方都市として、活気ある安定した産業の振興、安全安心な生活の実現も同時に求められています。
- 今後も自然と人と都市が多様な関係性とバランスを保ち、持続可能な土地の保全と活用を進めていきます。
- 広域な土地を有する利点、それぞれの地域の特性、本市にかかわるすべての人の力を活かすため、市民や事業者の主体的な参加を促し、協働によるまちづくりを進めていきます。

〔基本方針〕

- 1 豊かさや暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めます
- 2 豊かな自然、歴史、文化、美しい果樹風景などの本市の魅力を守るための土地利用のルールづくりを進めていきます
- 3 資源との共生に留意した開発を基本とします
- 4 安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくりを進めます
- 5 地域の元気を生み出す産業の振興を図り、産業を通じた交流を育みます
- 6 地域特性に配慮して一人ひとりが本市の良さを引き出し、愛着と誇りの持てる取り組みを進めます

〔利用区別の土地利用の基本方向〕

1 農用地

- ①優良な果樹園や農用地を保全する仕組みを強化します
- ②市街地内農用地や無秩序な宅地化が進行する農用地の見直しを図ります
- ③果樹園風景を守るため景観を乱す土地利用のコントロールを検討します
- ④観光資源との連携や都市との交流を促進します

2 森林

- ①市の骨格を形成する森林を保全します
- ②多面的機能の発揮に向け積極的な維持を図ります
- ③保健休養、レクリエーション、環境学習の場としての活用を図ります

3 原野

- ①保全及び適切な利用を図ります

4 水面・河川・水路

- ①適切な維持・管理を図るとともに親水空間として活用します
- ②地域風土を感じさせる水路(堰)の活用を図ります
- ③身近な水質保全に向けた取り組みを推進します

5 道路

- ①都市の活性化につながる道路ネットワーク構築のための道路用地を確保します
- ②快適で安全な歩きたくなる道づくりを推進します
- ③農道及び林道の計画的な整備を進めます

6 宅地

【住宅地】

- ①市街地へ宅地化を誘導します
- ②農用地と宅地のすみ分けを図ります
- ③農村集落地域では農用地と宅地が共生できる地域環境の形成を図ります
- ④歴史文化、自然と調和する景観資源を保全・活用します

【工業用地】

- ①工場生産に必要な用地の確保を図ります

【店舗・事務所などのその他住宅】

- ①市街地におけるにぎわいと活力のある商業地を形成します
- ②郊外における大規模集客施設の立地の規制・誘導を図ります

7 市街地

- ①「市街地」とは、人口集中地区を指し、用途地域に重なった形で分布しています
- ②都市拠点として計画的な都市基盤整備を進めながら、商業施設と近接したまちなか居住地を形成し、良好な宅地化を図ることで市街地への人口集積を進めます
- ③既存市街地については、都市機能の向上や居住環境の改善を目指して、都市基盤整備とあわせて低・未利用地の宅地化などへの転換を促し、土地の有効活用に努めます
- ④用途地域南側では市街地が拡大しており、住宅や商業店舗が整備されている状況です。地域の合意や基盤施設の整備を踏まえ、適切かつ秩序ある土地利用に向けて、地区計画や特定用途制限地域などによるルールづくりを検討します

8 その他

- ①利便性向上や地域振興を図る観点から公用・公共施設の用地を確保します
- ②自然環境を保全しながらレクリエーション用地を確保します
- ③未利用地については適正な利用を促します

第3章

施策の体系

基本目標		基本施策	
I	創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	1	果樹・農林業
		2	ワイン産業
		3	観光・交流
		4	商工業
		5	雇用・労働環境
II	健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	6	子育て支援
		7	健康づくり
		8	医療
		9	地域福祉
		10	高齢者施策
		11	障害者施策
		12	社会保障
III	快適で安心して暮らせるまちづくり	13	土地利用
		14	景観形成
		15	道路・交通網
		16	住宅・宅地
		17	地域情報化
		18	治山・治水
		19	消防・防災
		20	交通安全・防犯
		21	消費者対策
IV	自然と共生する環境保全のまちづくり	22	環境保全
		23	環境衛生
		24	水道
		25	下水・排水処理対策
V	心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	26	義務教育の充実
		27	生涯学習の推進
		28	文化財の保護と活用
VI	ともにつくる参画と協働のまちづくり	29	協働のまちづくり
		30	地域活動
		31	男女共同参画・人権の尊重
		32	自治体経営

第 3 部

基本計画

基本目標 1

創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

基本目標 2

健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

基本目標 3

快適で安心して暮らせるまちづくり

基本目標 4

自然と共生する環境保全のまちづくり

基本目標 5

心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

基本目標 6

ともにつくる参画と協働のまちづくり

基本目標

1

創意に満ちた活力ある 産業のまちづくり

基本施策	主要施策
1 果樹・農林業	1 農業経営基盤の整備と担い手育成
	2 農業生産基盤の整備の推進
	3 農産物のブランド化の推進
	4 鳥獣害対策の推進
	5 林業生産基盤の整備の推進
2 ワイン産業	1 ワイン品質の向上とブランド化の推進
	2 ワイン普及の推進
3 観光・交流	1 観光資源のブランド力向上と整備
	2 受入体制の整備の推進
	3 情報発信と人的ネットワークの構築の推進
4 商工業	1 商業活動の推進
	2 商工業の経営基盤の強化
	3 企業立地の推進
5 雇用・労働環境	1 雇用の促進
	2 労働環境の整備の推進

基本施策 1

果樹・農林業

現状と課題

- 本市は、ブドウ、モモ、スモモ、サクランボなどの果樹栽培を中心とした農業を基幹産業としており、「フルーツ王国山梨」における代表的な果樹産地です。ワイン、ころ柿などの二次産品は、本市の代表的な特産品であり、高い品質と知名度を誇っています。
- 産地間競争の激化など農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や農業就業者の高齢化、担い手不足の影響により、遊休農地の増加などが問題となっています。
- また、農家人口の高齢化や人口減少により耕作放棄地の増加が顕著であり、地域活力の低下が目立つため、農業の競争力を高めることや、より一層の基盤整備を推進することが重要です。
- 経営意欲のある農家や新規就農希望者に対する支援策を充実させ、担い手の育成・確保に努めるとともに、農業経営の法人化の促進や6次産業化の推進が求められます。
- 時代の要請に即した品質向上の取り組みや農業遺産認定を活かしたブランド化の促進、環境保全型農業の推進、消費者ニーズにあった安全で安心な果実の提供などは、今後さらに重要となります。
- 優れた企業的経営感覚をもった農業者や集約的経営を志向する農業者などの間で労働力の提供や農業の情報を共有し、都市近郊複合農業の発展を目指すことが必要です。
- アジアの各国では、高品質で安全な日本産農産物に対する信頼が高く、その需要は高まっています。本市では日本ブドウ産地協議会を組織し、果物の輸出促進策を研究していますが、今後、品質管理や輸送コスト、流通マージン^(注)などの課題に対処していく必要があります。
- 農作物被害や農業者の生産意欲の低下を招く有害鳥獣については、被害防止施設を今後も継続的に設置していくことが必要です。
- 農業と同じく林業でも、後継者不足と高齢化が急速に進行しており、経営の合理化、効率化の推進に努めることが必要です。また、国土の保全や水源のかん養など森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けて、市民との協働のもと、レクリエーションや憩いの場としての活用など総合的な利用を促進することも必要です。
- 甲州市森林経営計画をもとに、森林整備協定を締結した構成団体と森林整備を進めていくことが求められます。

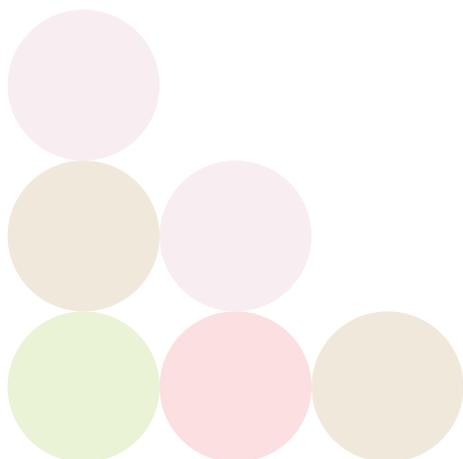
(注) 流通マージン：販売額と仕入原価の差額のこと。

施策のめざす方向

- 果樹産地として高品質な果樹の生産と農業遺産認定を活かしたブランド化を促進します。
- 観光農園や農業体験など、交流産業としての農業経営を推進します。
- 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまちとして農業の競争力を高めます。
- 計画的な森林施業を促進するとともに、水資源林の涵養、森林保全を高めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 環境にやさしく、質が高い、安全な農産物を生産します。
- 地元の農作物や木材を購入します。
- 森林の保全活動などに参加します。
- 森林施業に対する情報提供や支援に協力します。



目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
新規就農者数	31人	46人
認定農業者	192人	200人
農道の補修箇所数	12箇所	22箇所
農業分析調査数	32回	40回
桃産地消費宣伝来客者数	6,034人	12,000人
有害鳥獣防護柵利用者	28人	30人
林道の整備延長	27,293m	27,592m
森林の育成活動	10回	22回
森林の間伐整備面積	135ha	165ha

主要施策の展開

主要施策 1	農業経営基盤の整備と担い手育成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、農作業受委託の促進などを通じ、後継者の育成・確保対策を推進します。 ○定年退職後の帰農や交流促進による新規就農者の育成・確保、農地の流動化農業生産法人の参入を促進するなど、果樹産地を支える多様な担い手の育成、確保を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○就農定着支援 ○担い手の育成支援 ○農地の有効利用

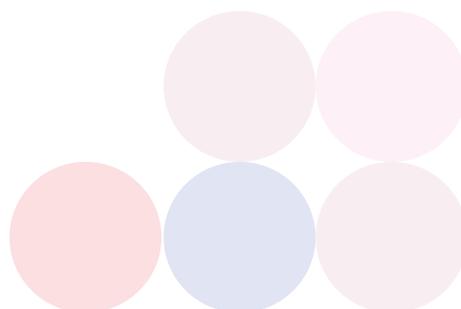
主要施策2	農業生産基盤の整備の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の確保・保全に努めるとともに、異常気象時の災害防止のため、農道や用排水路の整備を進めるなど、農業生産基盤の強化を推進します。 ○高齢者の作業軽減や農業後継者が就農しやすい基盤整備を促進し、耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消に努めます。 ○農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動を支援し、農業生産基盤の充実を図ります。 ○ポジティブ制度^(注1)の遵守、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、消費者のニーズに沿った安全で安心な農産物の生産を推進します。 ○農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進など、環境にやさしい農業を促進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○農道の整備 ○農業水利施設の充実 ○ほ場整備による農地拡大 ○地域ぐるみの農業環境の保全 ○安全で安心な農産物の生産環境

主要施策3	農産物のブランド化の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体との連携のもと、特選農産物の推奨・産地化など農業遺産認定を活かしたブランド化を推進します。 ○既存の流通体制の一層の充実に加え、流通の国際化に向けた取り組みや農産物直売や地産地消の促進、6次産業化の推進、公営施設での情報発信や県内外でのPR活動の強化や観光イベントを活用した販売促進など、多面的な取り組みを推進します。 ○日本ブドウ産地協議会による「果物の輸出」支援に取り組めます。 ○甘草などの生薬は、中国の輸出規制や世界的に需要が高まりつつある中、国内生産の動きが活発化していることから、関係機関と連携し、甘草をはじめとした生薬の栽培と商品化に向けた取り組みを推進します。 ○甘草の里づくり推進事業が甘草の産地化に向かうのか、それとも文化財、観光面への活用に向かうのか方向性を検討します。また、種苗の確保、育苗作業、収益性のある栽培技術の確立、加工技術の確立、商品化まで課題は多いことから、民間企業などの事業との連携も検討します。 ○生産者と消費者との交流や、観光・交流事業との連携による農業の活性化に向け、グリーンツーリズム^(注2)や農業体験、市民農園などの取り組みを促進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○トップセールスの推進 ○「桃」産地消費宣伝活動 ○甘草の里づくりの推進 ○市民農園の拡充 ○6次産業化の推進

(注1) **ポジティブ制度**：基準が設定されていない農薬などが一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。

(注2) **グリーンツーリズム**：農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態のこと。

主要施策4	鳥獣害対策の推進
方向性	<p>○農作物被害に対しては、野生動物の生態や防除のマニュアルの作成などによる個々での対応を促進するとともに、農家を中心とした地域・集落の住民が一体となった取り組みを促進します。</p> <p>○金網、ネットなどの防護柵・電気柵の設置など防除対策強化と猟友会による駆除対策の実施など関係団体、関係機関との連携や支援の強化を図ります。</p>
主な取り組み	<p>○有害鳥獣の駆除対策</p> <p>○特定有害鳥獣の保護</p>
主要施策5	林業生産基盤の整備の推進
方向性	<p>○林道の整備など林業生産基盤の整備を促進します。</p> <p>○甲州市森林整備計画をもとに森林整備協定を締結した構成団体が次期計画を検討し、森林の効率的な整備や適切な施業と保護を通じて森林のもつ多様な機能を十分に発揮できるように努めます。</p> <p>○森林のもつ水資源のかん養や災害の防止、保健休養機能などの多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりを進めます。</p>
主な取り組み	<p>○林道の整備</p> <p>○松くい虫防除対策</p> <p>○森林の保全</p> <p>○市有林の整備</p>



現状と課題

- 山梨県内における甲州種ブドウの醸造仕向け量は3,000 t 前後で推移し、うち半数の約1,500 t を本市が担っています。
- 県全体の醸造仕向け量は平成12年を境に減少していますが、本市の場合は、生食用ブドウからの加担もあり、10年前の数値と比較しても増減率は大きなブレがなく比較的安定しています。
- 一方、全体的にみれば農業従事者の高齢化や担い手の不足により農地の遊休化が発生しており、生産基盤は脆弱し、今後栽培面積、経営の維持化が一層困難となり、まとまった量の確保ができなくなることが想定されます。
- そこで、信頼関係を前提としたブドウ生産農家とワイナリーの関係は、安定したブドウ栽培、原料供給のためには欠かせないものであることから、ブドウ生産農家とワイナリーの関係強化を支援することが求められます。
- 新酒まつりや各種イベントの開催、新商品の開発など、本市のワインのPRに努めています。
- 今後も、本市のワインを、県内外、海外へPRしていくことが重要となっています。
- 現在、甲州種ワインの輸出促進に向けて、ロンドンを中心にKOJ^(注)によるプロモーション活動を行っていますが、今後、その成果をもとに日本により近く、さらなる経済発展が期待されるアジア市場へのプロモーション活動の充実が望まれます。
- 広域的な取り組みとして「富士の国やまなし・峡東地域ワインリゾート構想」によるワイン産地の滞在型周遊観光の推進に取り組んでいますが、さらに地域の魅力に磨きを掛け、ワイナリー巡りの観光客を増加させ、持続的な地域の発展につなげていく必要があります。

施策のめざす方向

- 生産農家とワイナリーに対し、総合的な基礎調査を実施し、正確な生産実態を把握します。
- 今後の目標生産量の指標化や市独自の新たな就農担い手支援モデルを構築し、ブドウ農業の担い手を増やすように努めます。
- 既存農家に対しては、原料ブドウの安定生産を中心に、経営面積の維持化や持続可能な供給体制の確立に努めます。
- ワイン振興や観光の拠点であるぶどうの丘を核として、県内外、海外への情報発信やプロモーション活動を強化し、販売と消費拡大を図り、より多くの来訪者の獲得に努めます。
- 峡東三市が連携し、「富士の国やまなし・峡東地域ワインリゾート構想」の実現に努めます。
- アジアなどへのワインの輸出促進策に努めます。

(注) KOJ : Koshu of Japanの略。山梨県内のワイン生産者15社と市商工会、甲府商工会議所、山梨県ワイン酒造協同組合によって2009年7月8日に設立された団体。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 甲州種ワインの飲用と普及促進に努めます。
- 農家が生産したブドウが余剰することがないように、持続的な取引体制を構築します。
- ワイン用ブドウとしての認識を持ちブドウを生産します。
- 甲州種ブドウの全量契約栽培により、栽培、買い入れを明確化します。
- ワインコンシェルジュ講座の受講などを通じて、ホスピタリティを高めます。
- 環境にやさしく、質が高く、安全な農産物を生産します。
- KOJなどによる輸出促進策を支援します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
甲州市原産地呼称ワイン認証品数	16種	50種
ワインを愉しむ会への 市内在住者参加割合	80%	100%

主要施策の展開

主要施策1	ワイン品質の向上とブランド化の推進
方向性	○認証ワインが一同に揃うぶどうの丘において、ワインを実際に味わい、消費者がその比較を楽しめる環境づくりを推進します。
主な取り組み	○甲州市原産地呼称ワイン審査会の充実 ○甲州市ワイン品質審査会の充実
主要施策2	ワイン普及の推進
方向性	○ワインが本市の重要な産業となっていながら、地元ではあまり飲まれていない現状を踏まえ、市民にとってワインは未知なる存在であることを出発点に、ターゲットを絞ってセミナーなどを開催に努めます。
主な取り組み	○甲州市原産地呼称ワインのイベントの開催 ○市民がワインに親しむイベントの開催 ○ワインとの付き合い方セミナーの開催

現状と課題

- 首都圏から近いという立地条件により通過型、日帰り型観光が中心になっていますが、さらなる観光振興のためには、宿泊施設などの観光資源・滞在拠点を整備し、滞在型観光への移行を進めることが必要となっています。
- 来訪者はフルーツ狩り・ワインを中心に8～10月に集中していますので、年間をとおして訪れたいくなるまちに向けて、観光資源の発掘に努めることが求められます。
- 観光の形態は家族、知人、友人の小グループ行動が圧倒的に多く、目的は体験・参加型、学習型へと変化していることから、観光資源の多様化・個性化が求められています。
- そこで、本市固有の資源を維持・継承し、磨きをかけることにより、新たな観光資源をつくり出し、多様化・個性化に対応することが必要となっています。
- 観光拠点は市内全域に分散していることから、来訪者が快適に観光行動できるように、交通事業者、行政が連携して市内交通網体系の整備、充実を図ることが必要となっています。
- 県内の他の観光地と連携し、情報の相互提供など広域観光圏の形成に努め、本市への来訪者の増加を図るとともに、富士山周辺を中心に山梨県への外国人旅行者数が年々増加傾向にあることから、受け入れ体制の整備など国際化に対応した観光地づくりが必要となっています。
- 定期的・継続的な情報の発信は、来訪を促すうえでの重要な要素となることから、ICT環境の進展、SNS^(注)の普及などを考慮し、従来取り組んできたPR活動も踏襲しつつ効果的な情報発信を行うことが必要となっています。

施策のめざす方向

- 観光をまちづくりととらえ、市民との協働により、観光・交流人口の増加による地域の活性化を図ります。
- 地域資源の活用をはじめ、自然環境や景観、農作業や農村体験、各種イベントの開催のほか、伝統文化や歴史遺産などを活用したツーリズムの推進により、通年型の観光地づくりを促進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 市民一人ひとりが市の自然や食文化など観光資源を理解し、本市をPRします。
- もてなしの醸成に努めるとともに、イベントなどに協力します。
- 本市の観光PR活動や誘客活動など、観光による活性化を推進します。
- 観光振興に関する多面的な活動を行います。

(注) SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。Web上で、社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
観光入込客数	3,526千人	3,750千人
観光ガイド数	123人	158人
観光協会ホームページのアクセス数	34万	45万
対外プロモーション回数	30回	50回

主要施策の展開

主要施策 1	観光資源のブランド力向上と整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○市内における「歩く事業」のさらなる普及・推進や、市外へ向けてネットワークを利用した「歩く観光」の情報発信と推進を図ります。 ○全域周遊ルートの構築や新規開拓、エリアごとの散策ルートの整備、案内マップや標識など、さらなる充実を図ります。 ○地域の歴史文化をさらに発掘していくとともに、それを新たな観光資源として誘客に繋げていくために整備します。 ○観光拠点施設などを活用しコンサートを開催するうえで、時期やジャンルなどを検討し、市外からの誘客に繋がるように、創意・工夫に努めます。 ○「巫女の舞」の保存については、武田家ゆかりの地域の学校の女子生徒に伝承していくとともに、各種祭典に奉納し、市内外へ広くPRすることに努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ある〜くこうしゅうの充実 ○フットパスルート構築とマップづくり ○地域の歴史文化の再発見 ○音楽・アートによるまちづくり

主要施策2	受入体制の整備の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○フットパス・トレッキングについては、コースの整備やマップ類のさらなる充実を図ります。 ○観光ガイド養成については、着地型旅行を推進していくと同時に、受け入れ体制やおもてなし体制の充実を図ります。 ○農業観光推進のためのフルーツ加工体験施設、フルーツセンターや農園レストランなどの整備・導入を推進します。 ○各団体などとの連携をさらに強化するとともに、「おもてなしの心」を充実し、イベントなどへの来場者に満足していただけるような受け入れ体制の構築を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各種イベントの充実 ○観光拠点の整備・充実 ○温泉施設の活性化 ○近代産業遺産の整備 ○ボランティアガイドの養成
主要施策3	情報発信と人的ネットワークの構築の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の入手については、インターネット環境の発達に伴い、必要な時に必要な場所で情報を得られることから、旅行者にとっての有益な情報を効果的に発信します。 ○観光客のニーズは多様化するとともに、マイカー利用などにより観光における広域間移動が多く見受けられることから、本市では観光立県の視点に立ち、県内外の異なる魅力をもつ観光地と連携し、広域観光圏の形成に向けた取り組みを推進します。 ○本県における外国人旅行者数は年々増加しており、平成32(2020)年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、今後、外国人旅行者数が増えていくことが予測されます。 ○そこで、日本一のフルーツの産地、国産ワイン発祥の地であり、国際的にも高い評価を得ているワインの醸造地域であることを積極的に海外に向けて発信するとともに、外国人旅行者の受け入れ体制の整備など、国際化に対応した観光地づくりに取り組みます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信の充実 ○対外プロモーションの強化 ○観光大使及び観光モニターの活用 ○外国人観光客の受入体制の整備 ○観光案内標識の整備

基本施策 4 商工業

現状と課題

- 事業主の高齢化、郊外への大型店舗の出店などのため、廃業する企業、事業所が増えている状況となっています。
- 市内商店街ではシャッターが閉められたままの店も目立ち、商店街の活性化が急務と考えられます。
- このような状況の中、市内で働く場所を確保することは市を活性化させるために必要であることから、創業支援策や事業承継策の充実などにより市内企業の雇用の確保に努めることが必要となっています。

施策のめざす方向

- 商工会、市内金融機関、市で「事業者支援機関連絡会」を立ち上げ、創業支援からフォローアップまで、また事業承継、経営革新、融資相談など幅広く対応し、市内企業、事業所を支援します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 地域の商店街で買い物をします。
- 商工会会員をはじめ市内中小企業の経営指導を実施します。
- 創業者に対する創業塾の実施や事業計画の作成支援、創業後支援を実施します。
- 事業承継支援を実施します。
- 市制度融資などを使った市内中小企業への融資を実施します。
- 創業者の資金計画の作成を支援します。
- 創業セミナーや事業承継セミナーを実施します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
甲州市商店街空き店舗対策事業数	1件	3件
商工振興資金融資件数	14件	30件
企業誘致数	0件	2件

主要施策の展開

主要施策 1	商業活動の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗対策については、新規出店者の事業が継続されない場合があり、事業採択要件などの見直しを検討します。 ○創業支援事業計画により、新規出店者、創業者、起業家に対する支援を、商工会、金融機関などと連携して推進します。 ○円滑に事業が次世代にバトンタッチしていけるよう、事業承継支援に取り組みます。 ○補助金、助成金から融資の利子補給、信用保証料の補助などについて検討します。 ○特産品、商品の開発については、民間企業の協力が必要であるので、商工会と連携しながら推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗対策の推進 ○商店街の活性化 ○事業承継策、創業支援策の推進 ○ブランド開発の促進
主要施策 2	商工業の経営基盤の強化
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者支援機関連絡会について、小規模事業者向けや創業支援向けにさらに制度を充実し、創業支援や事業承継にも活用できる制度として構築していきます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○商工振興資金融資の充実
主要施策 3	企業立地の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業などの大型企業誘致は、用地の確保、道路、上下水道の整備など経費がかかり、世界農業遺産の認定を目指す本市にとって、大規模優良農地を工業用地化するのは困難であるため、空き工場の活用や小規模企業の誘致などを目指します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○企業立地の推進

基本施策 5 雇用・労働環境

現状と課題

- 市内企業、事業所はそのほとんどが小規模事業所のため、定期的な新規採用を行っていないのが現状となっています。
- 廃業などにより事業所自体の数も減少し、1社あたりの従業員数も減少しています。
- 企業数が限られるため市内で就職を希望する人は少なく、市外県外に就職する人が多いのも現状です。
- このような状況ですが、市内の労働環境の改善に努めることは必要となっています。

施策のめざす方向

- 県、ハローワークとの連携を強化して、通勤圏内である峡東地域で協力して雇用対策を推進します。
- 甲州市中小企業労務改善協議会の活動をさらに活発にして、市内で働く勤労者の労務福祉の向上、労務管理の改善を目指します。

市民、団体、事業者などに期待すること

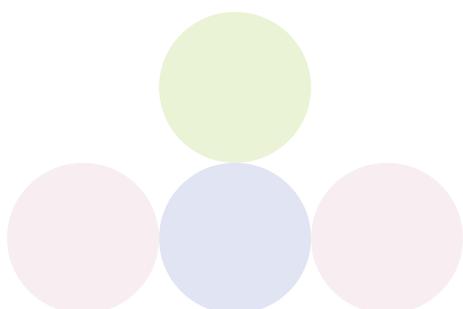
- 甲州市中小企業労務改善協議会の会員の増加を図るとともに、協議会活動を活発化させます。
- 求職者と企業とのマッチングの充実を図ります。
- 峡東3市において、必要に応じて就職ガイダンス、就職相談会などを実施します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
就業相談などの回数	0回	4回
労務改善協議会会員数	35社	40社

主要施策の展開

主要施策 1	雇用の促進
方向性	<p>○市内は中小企業、特に小規模事業所が多いため、新卒者の採用を定期的に行っている企業はほとんどない状況であることから、必要に応じた形で雇用を支援します。</p> <p>○企業側の求人の状態と求職者のマッチングをハローワークなどと連携し、雇用機会の確保と充実を図ります。</p>
主な取り組み	○企業と求職者のマッチングの推進
主要施策 2	労働環境の整備の推進
方向性	○勤労感謝祭は、市内企業の情報交換の場としても重要な役割を果たしており、毎年100人を超える従業員の方が参加しているため、今後も市内で働く方の勤労者福祉を、勤労感謝祭を中心にさらに充実します。
主な取り組み	○高齢者労働力の活用



基本目標

2

健やかに心ふれあう 健康・福祉のまちづくり

基本施策	主要施策
6 子育て支援	1 保育サービスの充実
	2 地域における子育て支援の充実
	3 母子保健の充実
	4 子育て家庭への経済的支援
7 健康づくり	1 健康づくり対策の推進
	2 食育の推進
	3 疾病予防対策の推進
8 医療	1 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進
	2 救急医療・災害時医療体制の充実
9 地域福祉	1 地域福祉の計画的な推進
	2 関係団体などの支援
10 高齢者施策	1 介護保険サービスの充実
	2 地域包括ケアシステムの構築
11 障害者施策	1 相談支援体制の充実
	2 障害者福祉サービスの充実
	3 働く場所の確保
12 社会保障	1 国民健康保険の充実
	2 国民年金制度の啓発
	3 生活困窮者の支援

現状と課題

- わが国では急速に少子高齢化が進行しており、労働力人口の減少をはじめ、年金、医療など社会保障への影響や家庭や地域における子どもの育成環境の変化など、社会全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本市には、公立保育所6箇所、私立保育園8箇所、認定子ども園1箇所があり、保育業務を実施しています。
- 少子化対策として、保育サービスの充実や保育施設の整備、児童クラブの設置、家庭における育児支援や健康管理などに取り組んできましたが、依然として出生率は低下傾向にあります。
- この原因として、核家族化による家庭の子育て機能の低下や地域における養育力の低下、結婚に対する価値観の変化による非婚、晩婚化と離婚の増加、育児と仕事の両立への不安・負担感、子育てそのものの不安の増大などが考えられます。
- 子育てにかかわる施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、従来の取り組みに加え、さらなる施策の充実に努めています。
- 子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、市民一人ひとりがかかわるとともに、保健・福祉・医療・教育など、様々な分野での連携と、関連機関などが一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していくことが必要となっています。
- 少子化や核家族化をはじめとする親子を取り巻く状況の変化は、育児不安や親子の孤立化、児童虐待、生涯を通じた生活習慣への影響など様々な課題をもたらしており、これらの課題に対応するため、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築が必要となっています。
- 平成31(2019)年度には、甲州市母子保健計画の中間評価を行い、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築に向けて必要な母子保健事業などの見直しを行います。
- 今後さらに、母子保健、子育て支援の連携強化が必要であり、保健・福祉・医療などの庁内関係課、関係機関(者)から構成される会議において課題解決に向けた検討が必要となっています。

施策のめざす方向

- 家庭環境の多様化の中、子育て支援サービスについては、さらに市民からの要望により充実を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。
- 子育て家庭が、安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを目指します。
- 生涯を通じた健康の出発点であり、心身ともに健康で豊かな人生を送るための基盤となる母子保健の充実を図ります。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 子どもたちの健全育成のため、家庭の養育力の向上に努めます。
- 地域で見守り活動や子育て支援など健全な子どもが育つ環境づくりに努めます。
- 保育所、幼稚園、学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちと地域が交流する機会の創出に努めます。
- 男女ともに育児休業の取得や子育て後の女性の再就職しやすい環境をつくりまます。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
延長保育実施保育所の割合	100%	100%
保育所(園)待機児童数	0人	0人
ファミリーサポートセンター利用件数	745件	900件
乳幼児健診の状況 (未受診児のフォロー状況)	97.2% (100%)	100% (100%)
ベビーベットなどの貸し出し件数	119件	150件

主要施策の展開

主要施策1	保育サービスの充実
方向性	○認定こども園の整備や保育需要の多様化に対応し、子育てしやすい環境整備を図ります。
主な取り組み	○保育対策 ○保育施設の充実 ○認定こども園の推進 ○保育所地域活動の充実

主要施策2	地域における子育て支援の充実
方向性	<p>○「安心して子どもを生み、健やかに育てるまちづくり」を基本理念におき、妊娠から学齢期までの切れ目のない支援、子どもの視点に立つ支援、また行政の他、企業・地域全体による支援や社会の変化に対応した利用者の視点にあったサービスの確保に努めます。</p> <p>○各事業で伸びつつある利用率において、ここ数年後から少子化に伴い横ばい又は減少傾向が予想されるため、今後は利用率に注意し、サービスを低下することなく、同じような事業は統一するなど変化に対応します。</p> <p>○児童虐待などが増加傾向にあり、家庭相談員が中心となり対応しています。今後も困難事例が増加することが考えられるため、児童相談所や警察などの関係機関と連携を強化し、早期発見に努めます。</p>
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども子育て支援事業計画の推進 ○ファミリーサポートの充実 ○地域子育て支援拠点の充実 ○児童クラブ・児童センターなどの利用促進 ○子どもフェスタの開催 ○養育支援訪問の充実 ○児童虐待防止の取り組み
主要施策3	母子保健の充実
方向性	<p>○市民と協働し、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指します。</p> <p>○妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制を構築し、胎児期からの健康な生活習慣の支援、「育てにくさ」を感じる保護者に寄り添う支援、妊娠期からの児童虐待予防に取り組みます。</p>
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健計画の推進 ○妊産婦・乳幼児などへの健康支援 ○各関係機関との連携の充実
主要施策4	子育て家庭への経済的支援
方向性	<p>○子ども医療費の助成については、既に高校3年生にまで拡大した県内市町村もあり、今後は、市民の要望や他の市町村の動向を確認しながら検討します。</p> <p>○実施している事業の周知を徹底し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。</p> <p>○ひとり親家庭に対して、世帯状況に応じて活用できる制度については積極的に周知します。</p> <p>○母子世帯と父子世帯では所得が2倍近くの差が生じていることから、毎年の現況届提出時に、制度の活用についての説明を強化します。</p>
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各種手当の支給 ○子ども医療費の助成 ○ひとり親家庭医療費の助成 ○母子家庭の自立支援 ○赤ちゃんすくすく支援

基本施策 7 健康づくり

現状と課題

- 平成30年度は第1次健康増進計画の最終年度となり、実施評価をしたうえで平成31(2019)年度～40(2028)年度の第2次健康増進計画の策定を行います。
- 第2次食育推進計画(H24～H30)も平成30年度に最終評価を行い、次期計画は第2次健康増進計画に位置づけます。
- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小などの解消がより求められており、疾病の発症予防と重症化予防に向けて、市民の健康意識の高揚と主体的な健康づくりを促進するため、きめ細やかな保健サービスの提供に努めることが必要となっています。
- 市民が主体的に健康づくりに取り組み、地域に根ざした活動を進めるために相互扶助関係やネットワーク化(ソーシャルキャピタル)に努めることが求められます。
- 「手ばかり」を使った食改善活動、食育推進計画に基づく食育の推進など、「食」からの健康づくりに積極的に取り組むことが必要となっています。
- 社会の複雑化に伴う精神保健福祉に対するニーズの高まりへの対応などが求められています。
- 食生活や生活様式の変化などに伴い、糖尿病などの生活習慣病が増加し、医療費は年々増大しています。
- そこで、糖尿病などをはじめとする生活習慣病予防に向けた健康診断・保健指導の実施や、指針に基づくがん検診の実施、歯周疾患検診など各種健康診断・保健指導体制、各種保健事業の充実による成果が求められています。

施策のめざす方向

- 市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、市民の自主的な健康づくり活動を促進するとともに、人生の各期に応じたきめ細やかな保健サービスの提供に努めます。
- 健康診断など、保健指導を通じて、市民の健康の保持増進を図ります。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 人のつながりを大切にしながら、主体的に健康づくりの取り組みを行っていきます。
- 生活習慣病予防の健康診断・保健指導を受け、疾病予防に努めます。

目標指標

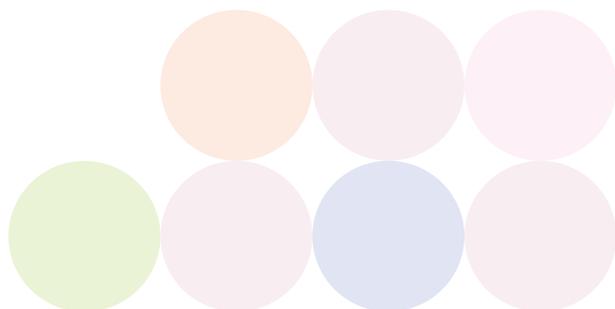
指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
健康づくり事業への参加する市民の数	394人	500人
ゲートキーパー ^(注) 養成講習の 延べ受講者数	335人	450人
食育出前講座の実施数	17回	23回
食育出前講座の延べ参加者数	1,610人	2,000人
成人の活動量 (1日の平均歩数)	男 7,703歩 女 7,100歩	男 8,000歩 女 8,000歩
定期予防接種の接種率	89%	90%

主要施策の展開

主要施策 1	健康づくり対策の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次健康増進計画に基づき、運動の推進、食生活の改善、生活習慣病予防などの健康づくり施策を総合的・計画的に進めます。 ○健康づくり推進協議会などの関係団体や保健環境委員会、食生活改善推進委員会と連携するとともに、健康づくりに関連する地区組織への支援を実施し、健康づくりを推進します。 ○精神保健福祉についての正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康づくりを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進計画の推進 ○健康づくりを推進する各組織との連携 ○地区組織活動の支援 ○精神保健の推進
主要施策 2	食育の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次食育推進計画を2年間延長し、平成29年度に最終評価を行うとともに、健康支援を基本とするため、第2次健康増進計画(H31～H40)にこれを位置づけます。 ○「食育」の普及啓発とともに、実践活動を強化します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○食育推進計画の推進 ○食育に関連する機関との連携 ○食育の啓発・情報発信

(注) ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

主要施策3	疾病予防対策の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防に向けた健診・保健指導の実施をはじめ、がん検診、歯周疾患検診など各種健診の充実と受診率の向上を図ります。 ○地域の医師会、歯科医師会などとの連携により支援の充実を図ります。 ○健康教育及び健康相談・家庭訪問などを通じ、生活習慣改善に向けた個別の支援の充実を図ります。 ○予防接種法に基づく定期予防接種と、市単独の任意予防接種(子どもインフルエンザ)を安全に実施していくため、市民への周知と医療機関との連携を図ります。 ○市民に対して、感染症の予防策に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健診事業の充実 ○健康づくり推進事業の充実 ○生活習慣予防対策の推進 ○感染症対策の充実



基本施策 8 医療

現状と課題

- 平成37(2025)年には、「団塊の世代」がすべて75歳以上となることから、医療と介護の連携の必要性が大きくなるが見込まれています。
- そこで、限られた医療・介護資源を有効に活用していく必要があることから、山梨県は地域医療構想を策定しました。
- この地域医療構想を踏まえ、本市の地域医療体制の整備を図っていくことが求められます。

施策のめざす方向

- 地域医療構想を踏まえ、市民のニーズに即したサービスの提供が図れるように体制を整備します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- かかりつけ医をもつようにします。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
医師会などとの連携会議の回数	3回	5回

主要施策の展開

主要施策 1	市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進
方向性	○峡東保健福祉事務所をはじめ、近隣市との連携・協力により地域医療体制の充実を図ります。
主な取り組み	○医師会などとの連携促進 ○医療情報の提供 ○在宅医療連携体制の推進
主要施策 2	救急医療・災害時医療体制の充実
方向性	○山梨県医療計画に基づき、救急医療の充実・災害時医療体制の整備を図るとともに、市民に必要な情報を提供するように努めます。
主な取り組み	○休日夜間急患診療体制運営事業の提供 ○小児救急医療事業の提供 ○救急医療体制などの周知啓発事業

基本施策 9 地域福祉

現状と課題

- 甲州市社会福祉協議会に地域福祉啓蒙活動、福祉まつり、老人趣味のグループ活動などを委託しています。
- 老人趣味のグループ活動においては、老人福祉センター(塩寿荘)の閉館に伴い市民文化会館に移行し活動しています。
- 甲州市老人クラブ連合会に老人スポーツの集い、生きがいバス事業などを委託しています。
- 甲州市身体障害者福祉会に視覚障害者歩け歩け大会、身体障害者研修事業、障害者交流の集いなどを委託しています。
- 地域のまちづくり推進事業として、地域福祉活動の推進に向け、広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者などと地域住民との交流事業の展開などを実施していますが、高齢化が進行する中、国が掲げる「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括支援体制の整備を進め、地域共生社会の構築に努めることが求められています。

施策のめざす方向

- 地域福祉活動の推進に向け、広報啓蒙活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者などと地域住民との交流事業の展開などを実施することにより、市民の福祉意識の高揚を図り、福祉のまちづくりを推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 地域の支え合い活動に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
いきいきサロンの設置数	30箇所	35箇所
福祉ボランティア団体数	22団体	24団体
社会福祉協議会ボランティア登録者数	287人	340人

主要施策の展開

主要施策 1	地域福祉の計画的な推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画では、「甲州市総合計画」に定められた地域福祉に関する施策の方向性に沿った具体的な施策が定められており、この計画に基づき、地域福祉を計画的に推進します。 ○地域福祉は高齢者福祉や障がい者福祉をはじめとする福祉や医療・保健と密接にかかわっているため、それぞれの個別計画とも整合性を図り、総合的な地域福祉の推進を目指します。 ○地域福祉活動の推進に向け、広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障がい者などと地域住民との交流事業の展開などにより、市民の福祉に対する意識の高揚を図り、福祉のまちづくりを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の推進 ○福祉のまちづくり
主要施策 2	関係団体などの支援
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○甲州市社会福祉協議会への支援により、安定した地域福祉活動を推進するとともに、よりきめ細かな福祉活動の推進を図ります。 ○甲州市地域福祉計画に基づき、法人などの基盤強化への取り組みに努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の支援 ○ボランティアセンターなどの支援

基本施策 10 高齢者施策

現状と課題

- 人口減少、高齢化が急速に進んでおり、今後、認知症や介護を必要とする高齢者が増加して、今まで以上に介護サービスの需要の増加が想定されます。
- 多くの高齢者が、地域で元気に暮らすことができ、介護を必要とする高齢者は、住み慣れた地域において、安心して暮らせるよう環境の整備を図ることが必要となっています。
- 介護保険制度を健全に維持運営していく仕組みづくりが必要となっています。
- 高齢者の単身世帯や、高齢者夫婦世帯は増加傾向にあり、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には、高齢者が増加すると予測されています。
- 増加する高齢者の介護予防や生活支援に対応するため、国では、介護予防・日常生活支援や地域包括システムの構築を推進しています。
- 生活支援・介護予防サービスの体制整備には、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりが必要となっています。
- そのために、生活支援などサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することや協議体を設置・運営することなどを通じて、互助を基本とした生活支援サービスが創出されるような取り組みに努める必要があります。
- 地域の高齢者が要介護状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、包括的な相談支援とあわせて、在宅医療と介護の連携体制の強化、認知症高齢者への支援体制のネットワークの構築などを一体的に推進していくことが求められます。

施策のめざす方向

- 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができるよう介護サービスの充実を図るとともに、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
地域密着型サービス施設などの定員数	184人	235人
介護予防事業参加者数	308人	450人
認知症カフェ ^(注) 設置数	0箇所	2箇所
緊急通報システム設置数	124台	130台

主要施策の展開

主要施策 1	介護保険サービスの充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で在宅生活が続けられ、在宅での生活が困難となっても住み慣れた地域を離れることなく生活できる介護保険サービスの充実に努めます。 ○増加する高齢者の介護予防や生活支援に対応するため、介護予防・日常生活支援の充実に努めます。 ○今後策定していく計画は、本市の各種計画と整合性を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援サービスの推進 ○居宅サービスの推進 ○地域密着サービスの推進 ○介護保険制度の円滑な運営 ○介護予防・日常生活支援総合事業の充実
主要施策 2	地域包括ケアシステムの構築
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的支援事業として、従前からの総合相談事業・権利擁護事業・包括的ケアマネジメント事業と併せて、医療介護連携、地域ケア会議推進、認知症支援を充実します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談体制の充実 ○在宅医療・介護連携の強化 ○地域ケア会議の推進 ○認知症施策の推進 ○地域支援体制整備の推進 ○成年後見制度の利用促進

(注) **認知症カフェ**：認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場所。

基本施策 11 障害者施策

現状と課題

- 近年、人口は減少傾向にあるものの、障害者数は微増しており、本人や介護者の高齢化、中途障害者の増加傾向、障害の多様化など障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、障害福祉サービスの対象に一部の難病患者が追加されるなど障害福祉サービスの対象が拡大しています。
- このような状況の中、障害者が抱える様々な生活課題に対応するため、専門職員を配置した障害者地域生活支援センターにおいて、相談体制の充実を図っており、相談件数は年々増加しているのが現状となっています。
- 障害者地域生活支援センターには、障害者虐待防止センターの設置や障害者差別解消に係る相談窓口が設置されています。
- 「障害のある人とともに歩み、安心して暮らせるまち、甲州」を基本理念に、様々な障害者施策を推進しています。
- 今後も、自立支援協議会の充実を図り、市民の意向、障害者の実態やニーズを収集・把握し、それらを自立支援協議会において協議・検討し、各種の施策に反映させるように努めることが求められています。

施策のめざす方向

- すべての障害者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、必要なサービスの把握や適切なサービスの把握と提供など、各種施策を総合的、計画的に推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 障害のある人もともに生きる地域づくりに協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
地域生活支援拠点の整備	0箇所	1箇所
3障害(身体障害、知的障害、精神障害)の障害者相談員の設置	7人	10人
地域生活支援事業の達成率	42.82%	80%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率	—	80%

主要施策の展開

主要施策 1	相談支援体制の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の種別を問わず相談できる総合相談窓口を中心に、ケアマネジメントの確立を図り、障害者自身が相談員となるピアカウンセラーを配置します。 ○障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるために、以下の体制を構築し、峡東圏域に地域生活支援の機能の面的な体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしやグループホームでの生活体験の機会の提供 ・緊急時の受入体制の確保 ・人材の確保、養成、連携などを通じた支援者の専門性の確保 ・サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置などによる地域の体制づくり
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点の整備 ○3障害(身体障害、知的障害、精神障害)の障害者相談員の設置
主要施策 2	障害者福祉サービスの充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉あんしん相談センター」のさらなる充実と関係機関との連携のもと、ニーズに対応した質の高いサービスが確保できるように努めます。 ○家庭環境や生活環境の変化に対応し、障害者やその家族の意識の変化に対応する機会を設けるよう支援します。 ○障害者が安心して自立した生活を送るために、障害児保育、特別支援教育などの充実に努めるとともに、地域生活支援事業を実施し、家族会や当事者団体などの育成・支援や、障害と障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスの充実 ○障害児支援の充実 ○地域生活支援の推
主要施策 3	働く場所の確保
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者が可能な限り一般就労につけるよう、関係機関との連携のもと、事業者への啓発に努めるとともに、施設における生産活動への支援など福祉的就労機会の充実に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○就労定着支援事業の推進

基本施策 12 社会保障

現状と課題

- 国民健康保険は、加入者の高齢化や医療の高度化などに伴う医療費の増加の影響により、厳しい財政状況が続いています。
- 財政基盤の強化のため、市町村においては積極的な保健事業の推進や、さらなる医療費抑制対策に努める必要があります。
- 国民健康保険の健全化に向けて、生活習慣病の発症・重症化予防や後発医薬品の利用促進による医療費の適正化に努めるとともに、被保険者の健康づくりを支援することが求められています。
- 国民年金については、窓口で各種届出の受付や制度の説明・相談業務を行なうとともに、広報誌などを通じて制度の啓発に努めてきましたが、今後も日本年金機構と連携しながら、国民年金制度への理解を深め、保険料納付などの向上に努めることが必要となっています。
- 困窮世帯の抱える問題の複雑化に伴う対応として、他機関との連携による支援体制の強化が必要となっています。
- 保護者の自立に向けて健康・生活面などに着目した支援を開始するとともに、今後は対象者にあわせた包括的、効果的な支援を行うことが必要となっています。
- 就労状況を向上させるため、現在行っているボランティア活動を活かし、継続無償ボランティアから有償ボランティア、そして支援付就労から一般就労へとステップアップ支援が必要となっています。
- 鈴宮寮については、自主事業プランの検討や嘱託医の往診回数の増加、入所者の就労支援の検討などが必要となっています。

施策のめざす方向

- 国民健康保険加入者が適正な負担で安心して医療を受けられるようにするとともに、特定健康診査・特定保健指導の強化により、生活習慣病の早期発見・予防が徹底され、医療費の抑制に努めます。
- 国民年金に関する相談体制の充実や啓発などにより、市民への制度の理解を推進します。
- 生活に困窮しているかどうか経済状態に着目し、最低生活保障とともに、自立の助長を目的に支援に努めます。
- 鈴宮寮については、サービスの向上を図り、地域に根ざした施設として、やすらぎと潤いのある施設運営に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 健康の保持、また、適正な医療受診に努めます。
- 疾病の早期発見に努め、重症化を予防します。
- 年金制度の理解を深め、受給権の確保に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
国保税収納率	98.04%	98.60%
特定健康診査の実施率	57.5%	60%(達成)
特定保健指導の実施率	61.5%	60%(維持)
被保護者の就労支援者数	23人	30人
被保護者後発医薬品利用率	57.6%	75.00%

主要施策の展開

主要施策 1	国民健康保険の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険財政の安定化を図ることを目的とし、財政運営責任を県が担うこととなるため、大きな施策転換が行われます。 ○これにより運営に係る役割分担が県と市との間で図られ、国保事業の健全化を目指すこととなりますが、継続して「賦課の適正化」に努めます。 ○国民健康保険運営の健全化に向け、被保険者資格の適用管理、レセプト点検の強化などに努めていきます。 ○特定健康診査等実施計画に基づいた特定健康診査や特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防を図るとともに、データヘルス計画により被保険者の健康づくりを支援するための保健事業を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の健全な運営 ○特定健康診査・特定保健指導の充実
主要施策 2	国民年金制度の啓発
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動の推進や年金相談体制の充実を図り、制度についての正しい理解を広めていきます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金制度の周知・啓発
主要施策 3	生活困窮者の支援
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に困窮しているかどうか経済状態に着目し、最低生活保障とともに、自立の助長を目的に支援に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○被保護者の就労支援 ○医療扶助の適正化推進

基本目標

3

快適で安心して暮らせる まちづくり

基本施策	主要施策
13 土地利用	1 地域特性と調和に配慮した土地利用
	2 土地情報の有効利用と活用
	3 市街地整備の推進
14 景観形成	1 良好な景観形成の促進
	2 景観意識の高揚
	3 自然景観の保全
	4 市街地の都市景観の創出
15 道路・交通網	1 道路整備の促進
	2 公共交通機関の利便性向上
16 住宅・宅地	1 公営住宅の整備
	2 定住対策の促進
17 地域情報化	1 電子自治体の構築
	2 情報セキュリティ対策の推進
18 治山・治水	1 土砂災害防止施設の整備
	2 河川水路の整備
19 消防・防災	1 総合的な防災体制の充実
	2 消防体制の充実
20 交通安全・防犯	1 交通安全意識の高揚
	2 交通安全施設の整備
	3 地域安全活動の促進
	4 防犯体制の充実
21 消費者対策	1 消費者保護対策の充実

基本施策 13 土地利用

現状と課題

- 土地利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画との整合性を図り、将来の人口・就業形態などを総合的に検証し、計画の見直しを図るとともに、効率的な土地利用に努めることが求められます。
- 人口が減少しているものの、世帯数は微増傾向にあり、核家族化が進んでいますが、中産間地域だけでなく、塩山駅を中心とした市街地においても人口減少が進んでいます。
- このような状況の中、空き家や遊休農用地が増加しており、対応が必要となっています。
- 旧勝沼町及び旧大和村については、地籍調査がすべて完了しており、塩山地区においては、山間部が未調査地区となっています。
- これは、山間部を調査するにあたり、相続などが行われず森林所有者の特定が困難であり、境界の不明瞭な地区が存在することなどが考えられるため、対応を検討する必要があります。
- 近年、自然災害による土地被害が多数発生していますが、地籍調査が復旧に際し役立つことから、山間部においても継続し調査を実施していくことも必要となっています。
- 良好な住宅地や公園・緑地、道路などの整備による居住環境の向上、街中再生の取り組みなど都市的魅力を生み出す拠点の形成、商工業の産業立地の適正な誘導などが求められています。
- 市内にある13都市公園については、供用開始後最大25年以上経過している公園もあり、全般的に施設が老朽化しているため、都市公園の長寿命化計画、バリアフリーなどを含めて、根本的なリニューアルが必要となっています。

施策のめざす方向

- 本市が誇れる豊かな自然、歴史、文化財と基幹産業である果樹農業、郊外のショッピングセンター、駅周辺の再開発などを総合的に勘案し、計画的な土地利用を推進します。
- 土地利用の高度化、自然災害による土地の被災などに備え、地籍を明確にすることにより、土地の境界及び所有者の権利を確保します。
- 公共事業などを実施する際の基礎資料として地籍調査を利活用します。
- 市民や行政が一体となり、都市機能の計画的な整備(公園、緑地を含む)を推進し、快適な都市環境づくりや魅力ある市街地の形成を目指します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 地籍調査実施地区内の土地を保有する地権者は、境界の立会い、聞き取りなどの調査に協力します。
- 実施地区内の区長、区長代理、農業委員及び集落代表者から組織する地籍調査推進協議会は、実施地区内の調査の円滑化に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
地籍調査の面積割合	79%	81%
都市計画道路整備延長	10,292m	13,920m
駅周辺の公共駐車場の稼働率 (月極駐車場の契約割合)	30%	80%

主要施策の展開

主要施策1	地域特性と調和に配慮した土地利用
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹産業である果樹農業や人口推計、就業形態など、今後の本市のあり方について総合的に検討する協議会を設置し、本市の将来を見据え、歩むべき道標を示します。 ○塩山地区1,000㎡以上、勝沼地区500㎡以上、大和地区2,000㎡以上の開発行為については、土地利用計画に基づき、地域の特性に合った計画が行われるよう、適切な指導を継続して推進していきます。
主な取り組み	○日本農業遺産の推進
主要施策2	土地情報の有効利用と活用
方向性	○地籍調査を推進し、地籍の明確化を図ることで、公共事業などに利活用されるとともに、固定資産税の課税の公平化、適正化に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○統合型GISの運用 ○地籍調査の実施
主要施策3	市街地整備の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の見直しを早期に完了し、道路整備に着手し、市街地の道路網を整備します。 ○用途地域の見直しや適正な開発行為の規制と誘導に努め、魅力ある市街地の形成を推進します。 ○日々の維持管理を徹底するとともに、各公園が老朽化しているため、根本的なリニューアルを実施し、使用者のニーズにあった公園整備に努めます。 ○引き続き、市民と連携して、市街地の緑化空間の確保を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○開発行為の指導 ○“やっぱりにっこり”甲州市まちづくり創生の推進 ○都市構造形成の推進 ○都市施設の充実 ○市街地再生整備計画の推進

基本施策 14 景観形成

現状と課題

- 本市らしい景観を次代に引き継いでいくためには、本市にしかない独自の景観要素を認識し、広く市民が共有すべきまちの資産として、これからも育んでいくことが重要となっています。
- 優れた自然景観や農村景観、歴史的景観の保存と形成に努めるとともに、都市基盤整備、街中再生に向けた取り組みなどの都市景観形成にも努め、市民や事業者、行政が一体となった取り組みを進めていくことが必要となっています。
- 景観形成基準の十分な理解や、景観に対する調和のとり方などを十分意識できるように努めることが求められます。

施策のめざす方向

- 自然景観や農村景観、歴史的景観の保存や形成、都市景観の創出についての市民や事業者の意識の高揚を図りつつ、地域と一体となった景観形成を推進します。
- ハード整備においても、景観形成の進め方について、市民に提示していきます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 本市らしい景観の発見と形成に協力します。

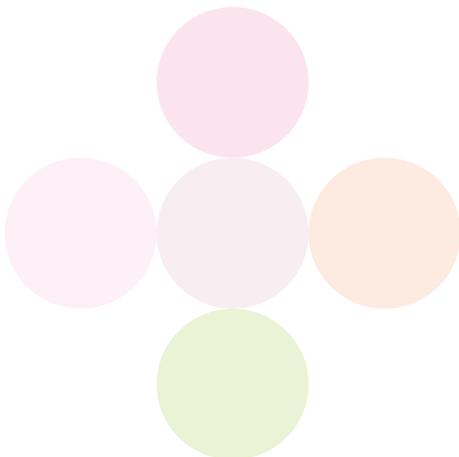
目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
景観法に基づく届出数	166件	200件
景観形成重点地区の設定	0箇所	3箇所
重要眺望地点の指定数	4箇所	5箇所
自然色ネットなどの資材購入補助金活用数	10件	20件
屋外広告物の指導数	0件	50件
色彩などの指導数	166件	200件

主要施策の展開

主要施策 1	良好な景観形成の促進
方向性	○色彩基準と色彩誘導基準に基づいた指導により、本市らしい色彩景観を目指します。
主な取り組み	○景観形成指導の徹底 ○重要眺望地点の指定 ○景観重点地区の設定
主要施策 2	景観意識の高揚
方向性	○市民、事業者、行政が一体となり景観まちづくりを推進します。
主な取り組み	○景観アドバイザーの充実 ○景観サポーターの充実 ○景観シンポジウム・セミナーの開催 ○景観優良事例の表彰 ○自然色ネットなど資材購入補助金
主要施策 3	自然景観の保全
方向性	○塩山地域のシンボルである塩の山について、「塩の山赤松を守る会」を中心に、赤松の植樹や整備に努めます。 ○景観計画の自然公園ゾーンについては、自然公園法に準拠し、自然環境の保全を促進します。 ○農業施策の積極的展開により、耕作放棄地などの減少を図り、果樹園景観保全を促進し、地域資源としての景観や環境の維持を図ります。 ○文化的景観については、「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」の重要文化的景観選定に向けて取り組みます。 ○伝統的建造物群保存地区の地区計画や歴史的風致維持向上計画の整備計画に基づき、風致の維持に努めます。 ○「甲州市景観計画」に基づき、地域の景観上の象徴的な建造物や樹木のうち、良好な景観形成にとって重要なものを「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定し、景観資源の保全に努めます。 ○「甲州市歴史的風致維持向上計画」に基づき、文化財保存事業などに取り組みます。
主な取り組み	○自然景観の保全 ○森林の保全 ○果樹景観の保全 ○文化的景観の調査と選定 ○歴史的風致の維持及び向上のための事業実施

主要施策 4	市街地の都市景観の創出
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○景観計画と連携し、必要な箇所の景観形成への配慮を行なえるような体制を確立し、必要な整備を推進します。 ○屋外広告物届出の移譲事務を進め、本市独自の屋外広告物条例の制定に取り組みます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物の規制・誘導 ○景観まちづくりに基づく景観誘導



基本施策 15 道路・交通網

現状と課題

- 国や県はもとより、本市においても財源不足を要因とする整備速度の低下により維持管理が不十分な状況となっています。
- このことから、よりコスト縮減に努めながら計画的で効率的な整備が必要になっており、連携や体制の構築が必要となっています。
- 主要幹線道路においても、道路脇や歩道、植栽に雑草が生えており、良好な景観にそぐわない状況が散見されるため、対応が必要となっています。
- 平成27年度に「甲州市公共交通網形成計画」を策定することにより、居住地域から市街地エリアまでの公共交通の利便性の向上、1次交通・2次交通の充実と結節点の整備が課題となっています。

施策のめざす方向

- 車両や通行者の利便性はもとより、安全で安心である道路、また、地域景観に配慮した道路網整備を進めるとともに、災害時対策の向上に必要なアクセス道路の早期実現に努めます。
- サイン計画に基づき、来訪者にわかりやすい標識などの施設や、街路樹の維持管理など、観光交流都市にふさわしい環境・景観に配慮した道づくりを推進します。
- 高齢者の通院や買い物手段として、また、児童生徒の通学やマイカー利用が困難な市民に対して、移動手段の確保と定時定路線バスの運行を補うため、デマンドバスを運行します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 道路の環境整備に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
橋梁の補強・長寿命化箇所数	0橋	5橋
道路の安全対策対応箇所数	3箇所	5箇所
アダプト・プログラム ^(注) 参加団体数	0団体	10団体

主要施策の展開

主要施策 1	道路整備の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県と連携し、特に国道20号及び国道411号の整備の促進を図ります。 ○橋りょう点検の確実な実施や今後の道路整備計画を策定します。 ○歩道の確保の推進やグリーンベルトの完了、狭あい道路の解消に努めます。 ○景観に配慮した道路構造物の設置に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○国県道の整備の促進 ○道路の整備 ○道路の長寿命化
主要施策 2	公共交通機関の利便性向上
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関について、市民ニーズに的確に対応できるように、「甲州市地域公共交通網形成計画」を踏まえ、利便性向上に努めます。 ○運転免許自主返納(運転免許の申請取消し)をした方を対象に、公共交通機関の乗車運賃割引制度を適用し、高齢者などの事故防止及び路線バスを始めとした公共交通の利用拡大に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○市民バス、代替バスの運行 ○デマンドバスの運行

(注) アダプト・プログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラムのこと。

基本施策 16 住宅・宅地

現状と課題

- 公営住宅の老朽化が進んでいることから、入居者の居住性、安全性の確保や入居者の高齢化に対応した設備の改修が必要となっています。
- 人口対策の一環として、時代に即した居住環境に改修し、ファミリー世帯が円滑に入居できるように整備し、定住促進を推進することが求められます。
- 交流居住を推進するため、空き家バンク情報などを推進することが必要となっています。

施策のめざす方向

- 低額所得世帯や高齢者、障害者に対して、安心して暮らすことのできる住宅セーフティネットを構築します。
- 多様な世代の世帯が集まって住むことにより、様々な交流が生まれ、防犯や災害時の助け合いにつながるよう努めるとともに、活力のあるコミュニティの形成を目指します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 空き家バンク情報に協力します。

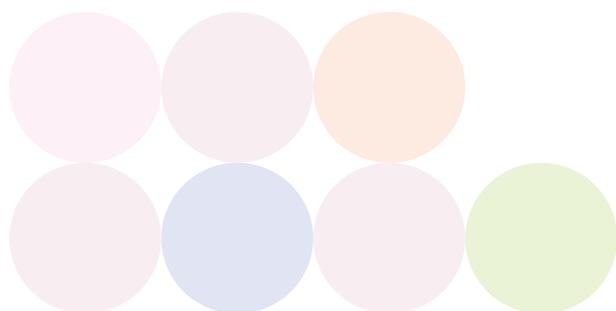
目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
市営住宅屋上防水改修戸数の割合	89.1%	100%
定住促進住宅入居率	42.90%	90%
特定公共賃貸住宅の入居率	62.50%	80.00%

主要施策の展開

主要施策 1	公営住宅の整備
方向性	○甲州市公営住宅等長寿命化計画に基づき、整備を推進します。 ○社会情勢などを踏まえ、良好な居住環境を維持しながら、定住化を促進し、地域のまちづくりに貢献する公営住宅の供給に努めます。
主な取り組み	○公営住宅の長寿命化

主要施策 2	定住対策の促進
方向性	○交流居住を推進するため、空き家バンク情報などを推進します。
主な取り組み	○空き家の利活用



基本施策 17 地域情報化

現状と課題

- 情報化については、世界の進歩が速いため、先を見て計画をたて、実施することが必要となっています。
- 公営ケーブルテレビについては、施設が老朽化しているため改修や修繕を行なう中で長寿命化を図っていくことが必要となっています。
- 勝沼地域のみが公営でCATV事業を行なっているため、施設のあり方についても検討することが必要となっています。
- マイナンバー制度については、円滑に導入され利用が進んでいますが、今後開始される情報連携やマイナポータル^(注)を活用して、市民サービスの向上と事務の軽減を図っていくことが求められています。

施策のめざす方向

- ネット社会の急激な広がりに対して、市民へのサービスの展開を、万全なセキュリティを保ちながら構築していくとともに、市民サービスの向上を推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- マイナンバー制度を活用します。

目標指標

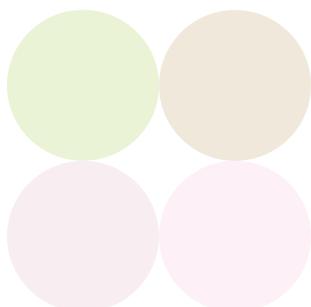
指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
マイナンバーカード交付数	2,630枚	3,330枚
セキュリティ研修の参加者数	240人	360人

(注) **マイナポータル**：国が運営するオンラインサービスで、主にマイナンバーに関連した個人情報を本人が確認できるポータルサイトのこと。

主要施策の展開

主要施策 1	電子自治体の構築
方向性	○共同化運営の「くらしネット」の更新をするとともに、一層の充実に努めます。 ○マイナンバー制度を推進し、市民サービスの向上と事務負担の軽減を図ります。
主な取り組み	○電子申請・届出サービスの推進 ○ホームページによる情報発信

主要施策 2	情報セキュリティ対策の推進
方向性	○国の自治体ネットワークの強靱化にともない、より一層のセキュリティ強化を推進します。
主な取り組み	○情報システムの適正な運用・管理



基本施策 18 治山・治水

現状と課題

- 水路については、地元管理で維持していますが、高齢化や営農体系の変化などにより、維持管理ができていない箇所が増加している状況となっています。
- 劣化箇所の増加に加え、集中豪雨などの想定以上の水量による傷みや構造上の不備など、要整備箇所は増加する一方となっています。
- 近年の地球温暖化を背景に、台風や異常気象による局地的な集中豪雨が発生していますが、山林の荒廃による保水能力の低下などにより、豪雨災害時の危険箇所が増加していることから、森林地域の整備を積極的に推進することが必要となっています。
- 災害時要援護者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など)を支援する仕組みが必要となっています。

施策のめざす方向

- 雨水排水などについては、宅地や道路への浸水を防止するために継続的な整備に努めます。
- 県関係機関と連携し、山地に起因する災害の防止のため、治山の取り組みを推進します。
- すべての市民を自然災害から守るための取り組みを推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 非常持ち出し品の用意や、みんなで助け合って避難する自助・共助の意識をもつように心がけます。
- 災害時要援護者を支援する体制を整えます。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
自主防災リーダー研修参加者数	60人	200人
河川、水路の整備箇所	36箇所	40箇所

主要施策の展開

主要施策 1	土砂災害防止施設の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○県関係機関と連携し、山地に起因する災害の防止に努めるとともに、農地の保全のため、農地防災事業を推進します。 ○早急に事業が実施できるよう国、県に働きかけます。 ○土砂災害は被害が大きくなるため、災害が発生する前に避難することが必要となるため、災害の発生に備える意識の高揚を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止対策 ○治山事業の推進
主要施策 2	河川水路の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○県との連携を強化しながら整備要望を継続していきます。 ○地区からの要望に対して緊急性の高い箇所の整備を優先的に実施するとともに、地区間の公平性を図りながら対応していきます。 ○農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動を推進して、身近な用排水路の維持管理体制の確立を図ります。 ○用排水路については、原材料支給などにより地元との共働による維持管理を推奨するとともに、地元の管理意識の向上を図り、より良い状態の維持の推進に努めます。 ○住宅地としての利用を想定している区域については、利用頻度が低い水路の維持も必要となるため、開発なども含め、公図上の水路確保に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○護岸整備の促進 ○小河川水路の整備

基本施策 19 消防・防災

現状と課題

- 平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本、大分地震など、活断層を震源とする直下型地震への対策が迫られており、本市も南海トラフ地震発生の際には、著しい被害が生じる恐れがある防災対策推進地域に指定されるとともに、曾根丘陵断層地震の被害も大きくなると予想されています。
- ゲリラ豪雨、大雪など自然災害に対する備えも必要となっています。
- このような状況の中、地震などの大規模自然災害への消防・防災体制における東山梨行政事務組合による常備消防と、消防団による非常備消防が構成されていますが、さらなる連携により、一層の体制強化が必要となっています。
- 地域防災力の強化には、消防団が中核となる必要があることから、装備の改善、団員の確保を図り、地域の防災力を強化していくことが必要となっています。
- 防災面については、起きてはならない最悪の事態を想定し、あらゆる災害に強いまちづくりが求められます。
- そのため、国土強靱化地域計画、地域防災計画に基づいた総合的な防災体制の確立に努めるとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織・防災士の育成、緊急時の情報通信体制の充実などを進めていくことが必要となっています。
- 異常な気象現象の増加により気象警報などへの対応も多岐にわたり増大しているため、配備体制の見直しなどが必要となっています。
- 水防体制は、消防団組織と同一であり、水防倉庫においても老朽化の進行や、設置場所が現在の初期行動に合致しない部分もあるため、計画的な整備が必要となっています。

施策のめざす方向

- 災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるために、消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域防災力の一層の強化を図るとともに、自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。
- 国土強靱化地域計画に基づき、あってはならない最悪の事態に備えた体制を整えます。
- 災害発生に備え、常時対応できるように体制と物品の確保、管理に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 避難所の確認や地域などで行う防災訓練に参加します。
- 災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
- 地域の自主防災組織の活動や防災資機材の整備に努めます。
- 防災体制の確保や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。
- 災害時には、ライフラインの確保に全面的に協力します。

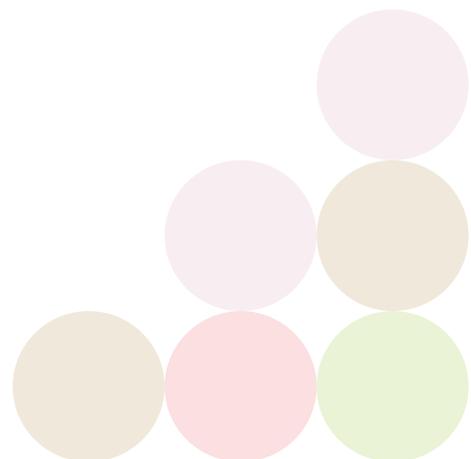
目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
自主防災リーダー研修参加人数	60人	200人
非常用備蓄食糧	27,000食	33,000食
AEDの設置数	64箇所	70箇所
総合防災訓練参加人数	5,512人	10,000人
消防団員数	946人	1,050人
女性消防隊隊員数	14人	20人

主要施策の展開

主要施策 1	総合的な防災体制の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域消防力の一層の強化を図ります。 ○自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。 ○水防倉庫の物品の必要性の再確認と利用できる体制づくりを推進するとともに、老朽化した倉庫の整備などに努めます。 ○地域防災計画に基づき、市及び防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制を確立します。 ○防災施設の整備充実をはじめ、防災関連物資の備蓄、避難所となる公共施設の耐震化、情報通信体制の充実を図ります。 ○東日本大震災以降、地域住民の絆や自主防災組織の活動が活性化してきていることから、地域防災力の向上を目指す研修会や災害発生時の援助、避難所運営の助言ができる防災士の育成に努めます。 ○市民の生命や身体、財産を保護する責務に対応するため、国民保護計画に基づき平素からの備えや予防対策を計画的に推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の向上 ○防災士の養成 ○地域防災計画の見直し・改訂 ○災害時非常用食糧、資機材の備蓄 ○国民保護計画の見直し・改訂

主要施策2	消防体制の充実
方向性	<p>○広域的な連携のもと、施設・整備の充実を図り、常備消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、さらなる広域化に向けた推進に努めます。</p> <p>○消防団の充実強化に向けて、団員の確保と資質の向上に努めるとともに、耐震性貯水槽や消防ポンプ車など、消防施設・設備・資機材などの計画的な整備を図ります。</p> <p>○市民の生命、財産などを守るため、防火水槽、消火栓など防火施設の整備を図ります。</p>
主な取り組み	<p>○消防協力員制度の充実</p> <p>○消防設備の充実</p> <p>○消防団施設の整備</p> <p>○消防団員の確保</p>



基本施策 20 交通安全・防犯

現状と課題

- 交通弱者である幼児、児童や高齢者の事故発生の増加が懸念されているため、交通安全教室や自転車教室、イベントなどでの啓発活動を行い、意識の高揚を図ることが必要となっています。
- 交通安全施設の充実を図るため、カーブミラーの整備や停止線の設置・修繕も必要となっています。
- 一般市道は4 m以下の市道が多く、歩道部の確保は困難な状況であり、旧住宅街も含めて、今後の住環境を整備していくうえで、最低限の幅員を確保していくことは重要となっています。
- 安全柵などの整備は、要望などにより対応します。
- 全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、犯罪から市民を守るため、安全の確保を強化することは重要となっています。
- 防犯灯のLED化補助を継続的に実施し、地域の安全・安心を確保するとともに、警察などの関係機関や地域と連携し、防犯意識の啓発や各種防犯活動の促進に努めることが求められています。

施策のめざす方向

- 交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全施設の整備を推進します。
- 歩行者の安全確保のために、最低限の幅員を確保するように努めます。
- 犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、市民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の促進に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 自分や家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります。
- 地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。
- 犯罪の発生を抑止する体制整備に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
カーブミラーなどの整備	9箇所	15箇所
防犯灯のLED化箇所数	311基	500基

主要施策の展開

主要施策1	交通安全意識の高揚
方向性	○幼児・児童や高齢者などの交通弱者の事故防止のために、啓発活動を推進します。 ○自転車の事故防止のために、啓発活動を強化します。
主な取り組み	○交通安全対策の周知
主要施策2	交通安全施設の整備
方向性	○計画的な歩道の整備や路面標示の安全対策改修などを計画的に推進します。
主な取り組み	○交通安全施設の整備
主要施策3	地域安全活動の促進
方向性	○交通災害共済については、広報誌やチラシの配布などにより加入促進を図ります。
主な取り組み	○交通災害共済の周知と受付
主要施策4	防犯体制の充実
方向性	○安全・安心なまちづくりのために、防犯活動を強化します。 ○防犯灯のLED化を引き続き推進します。
主な取り組み	○防犯設備などの整備

基本施策 21 消費者対策

現状と課題

- 生活様式の多様化や著しい高齢化の進展などにより、社会問題化している特殊詐欺被害が増加しています。
- また、インターネットやスマートフォンの普及が若者に拡大していることから、消費者教育などについては、広い世代への相談や啓発活動が求められています。

施策のめざす方向

- 専門性の高い相談内容へ迅速に対応するため、国家資格などを取得した消費生活相談員を1名、週2日設置して体制の充実を図ります。
- 消費生活協力員や警察署と連携して啓発活動を強化し、消費者被害やトラブルの防止に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。
- 地域や消費者団体間で、情報の共有化を図ります。
- 消費生活情報の提供や消費者教育、啓発事業を実施します。
- 適正な表示や取引方法に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
消費生活講座への参加者数	182人	200人
消費生活相談者数	37人	50人

主要施策の展開

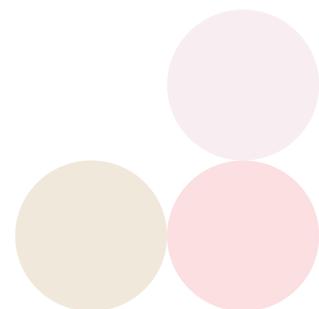
主要施策 1	消費者保護対策の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none">○巧妙化する特殊詐欺被害を防止するために、高齢者を対象とした消費者教育を関係機関と連携して充実します。○国家資格などを取得した消費生活相談員を週2回雇用し、専門性の高い相談内容にも迅速に対応ができるように努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">○消費生活相談の実施○消費生活地域講座の実施

基本目標

4

自然と共生する 環境保全のまちづくり

基本施策	主要施策
22 環境保全	1 地球環境保全の推進
	2 新エネルギー導入の推進
	3 公害防止対策の推進
	4 自然環境保全・環境美化運動の推進
23 環境衛生	1 ごみ収集・処理体制の充実
	2 ごみ減量化・3R運動の促進
	3 し尿収集・処理体制の充実
	4 斎場の充実
24 水道	1 水道施設の整備
	2 水道事業の健全運営
25 下水・排水処理対策	1 下水道施設の整備
	2 啓発活動の推進



基本施策 22 環境保全

現状と課題

- 地球温暖化をはじめとする地球環境問題、水質汚濁などの身近な環境汚染などの環境問題の発生を背景に、自治体においても、持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な環境施策の展開が必要となっています。
- 本市は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている大菩薩山系や秩父山系の森林とともに、森林地域をはじめ清らかな水の流れる渓谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。
- これらの豊かな自然環境の保全に努めてきたほか、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく庁内における温室効果ガスの削減、環境美化運動の促進、公害防止対策の推進に努めています。
- さらには、広報・啓発活動の推進や学校における環境教育の推進など、環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。
- このようなことから、市民の環境保全への関心も急速に高まってきており、市民が主体となった河川などの一斉清掃や環境美化運動に取り組むなど、自主的な環境保全活動が活発化しています。
- また、優れた自然環境の保全をはじめ、省エネルギーの推進、太陽光などの新エネルギーの活用の推進など地球温暖化防止対策の推進に向け、市民・事業所や地域が一体となって環境保全に取り組むことが求められています。
- さらに、快適な住みやすい環境の保全に向けた公害対策についても推進をしていくことが必要となっています。

施策のめざす方向

- 市民との協働のもとにあらゆる環境問題への対応を進め、豊かな自然環境の保全とともに総合的な生活環境の保全に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 省エネルギーなど環境に配慮した生活を行うとともに、身近な自然の保護活動に参加します。
- 近隣の迷惑となるような騒音、悪臭などを出さないようにします。
- 不法投棄の監視に協力します。
- 地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動に参加します。
- 環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組むとともに、公害関係法令を遵守した事業活動に努めます。
- 地球温暖化防止や資源・省エネルギーの推進に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
廃食用油の回収量	1,860 ℓ	2,050 ℓ
不法投棄物回収量	9.4 t	8 t

主要施策の展開

主要施策 1	地球環境保全の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する啓発活動を推進します。 ○本庁舎、各支所などにおいて、地球温暖化対策によりCO₂削減の推進に努めます。 ○資源の有効利用のため廃食用油を回収します。 ○今後も啓発看板の設置・各地区のパトロールを行い、不法投棄などの防止に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画の推進 ○地球温暖化対策の推進 ○廃食用油の回収 ○不法投棄などの防止
主要施策 2	新エネルギー導入の推進
方向性	○環境省や山梨県と連携し、新エネルギー導入に努めます。
主な取り組み	○太陽光発電システムの適切な設置の指導
主要施策 3	公害防止対策の推進
方向性	○騒音や振動、悪臭などの苦情については、各機関との連携を強化し改善に努めます。
主な取り組み	○公害防止対策の推進
主要施策 4	自然環境保全・環境美化運動の推進
方向性	○今後も多くの市民の協力を得て、環境美化の推進に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○河川清掃の推進 ○地域における環境美化運動の推進

基本施策 23 環境衛生

現状と課題

- 環境問題の多くは、日々の日常生活や事業活動によるところが大きく、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後も、社会全体として循環型社会を構築していくことが求められています。
- 甲府市・笛吹市・山梨市・本市で設立した新ごみ処理施設の甲府・峡東クリーンセンターは、平成29年4月より本稼働を始め、本市の可燃ごみが処理されています。広域で処理を行うため、環境負荷の低減や施設建設及び運営コストの削減が見込まれ、ごみの安定した処理につながると見込まれています。
- 甲府・峡東クリーンセンターでの処理にあたり、4市でごみ減量化に向けて、市民の理解と協力のもと、ごみの分別やリサイクルの推進、不法投棄の防止などに積極的に取り組むことが必要となっています。
- 本市のし尿処理は、市営のし尿処理場で塩山地域と勝沼地域の一部を処理し、残りは青木ヶ原衛生センターに運び、処理を委託しています。大和地域では、大和浄化センターで処理しています。今後は、老朽化する施設の整備を図っていくことが必要となっています。
- 斎場については、山梨市・笛吹市・本市による東山梨行政事務組合で東山聖苑を運営しています。

施策のめざす方向

- 循環型社会の形成を目指し、ごみ処理体制の充実を図りながら、3R運動を促進し、ごみの減量化に向けたライフスタイルへの転換を進めるとともに、し尿処理体制の充実に努めます。
- 斎場の利便性向上に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- ごみの分別や生ごみの水切りの徹底、3R運動の推進に努めます。
- リサイクルステーションの活用を推進します。
- 事業系一般廃棄物の減量に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
可燃ごみの排出量	8,299 t	7,500 t
リサイクル率	19%	21%
資源物の回収量	1,963 t	2,250 t
し尿処理量	6,518kℓ	6,500kℓ

主要施策の展開

主要施策 1	ごみ収集・処理体制の充実
方向性	○ごみの減量化については、市のホームページや広報により周知を図るとともに、区長や保健環境委員などに協力を依頼し、市民へ実践を呼びかけることに努めます。 ○事業者についても一般廃棄物削減の協力依頼を徹底します。
主な取り組み	○ごみ収集体制の充実 ○ごみ処理体制の充実
主要施策 2	ごみ減量化・3R運動の促進
方向性	○各家庭での3R運動を充実させるとともに、未整備地区のリサイクルステーションの設置推進を図ります。
主な取り組み	○ごみ減量化・再生利用の推進
主要施策 3	し尿収集・処理体制の充実
方向性	○甲州市環境センターし尿処理場の施設内機器の長寿命化を図ります。 ○勝沼地区のし尿処理量については青木ヶ原衛生センターと協議しながら、し尿処理の収集・処理体制の充実に努めます。
主な取り組み	○し尿処理体制の充実
主要施策 4	斎場の充実
方向性	○山梨市・笛吹市・本市による東山梨行政事務組合により、引き続き東山聖苑の利便性向上と適正管理に努めます。
主な取り組み	○広域斎場運営の充実

基本施策 24 水道

現状と課題

- 人口減少や居住エリアの分散化(スプロール化)、水道施設の老朽化など、水道事業の課題は多く、厳しい財政状況ですが、インフラの安全安心の確保や水道の安定供給は重要となっています。
- このことから、老朽化施設の改善及び未普及地域の解消に努めながら、料金の値上げをしないような健全経営を推進することが必要となっています。
- 健全経営では、一層の費用削減と事務効率の向上、効果に見合った設備投資などを図ることが必要となっています。

施策のめざす方向

- 安全で安心な水の安定供給のため、施設の整備など給水体制の充実を図ります。
- 水道事業の健全経営に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

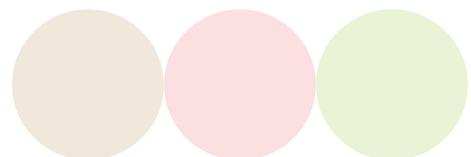
- 節水に協力します。
- 合理的な水道使用や普及により、持続可能な水道事業経営ができるように協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
配水管更新延長	15,800m	25,800m
水道普及率	97.90%	98.90%

主要施策の展開

主要施策1	水道施設の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○管路はもとより、配水池や浄水施設の長寿命化を図り、計画的に整備更新を推進します。 ○簡易水道では、現在の事業終了後、浄水・配水施設や老朽管の更新など、施設の維持管理を行います。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化施設の更新 ○施設管理システムの充実 ○水道未普及地域の解消
主要施策2	水道事業の健全運営
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○台帳整備とシステム構築を完了させ、簡易水道事業を公営企業会計化します。 ○人口減少・施設老朽化などを念頭に、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を目指します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易水道の公営企業会計制度への移行 ○水道事業の広域連携についての検討 ○水道料金の見直し



基本施策 25 下水・排水処理対策

現状と課題

- 本市では、公共下水道と浄化槽(合併処理)により汚水処理を実施しています。
- 公共下水道については、塩山地域では昭和54年から、勝沼地域では昭和62年から峡東流域下水道関連公共下水道として事業着手、大和地域では特定環境保全公共下水道として平成6年から事業着手して平成15年に終了しています。
- 本市の下水道普及率は52.6%となっています。
- 下水道計画区域以外の地域については、大和地域は平成14・15年と浄化槽(合併処理)事業を実施、塩山・勝沼地域については平成19年から市町村浄化槽設置整備(合併処理)事業を開始し、市全体の生活排水処理施設の充実を図っています。
- 生活排水処理では、整備や加入の促進に努めるとともに、コスト縮減をはじめ、整備区域や整備手法、優先順位、整備速度、適正な使用料などについて、全市的な視点で検討しながら、市民の理解と協力のもと、計画的に進めていくことが必要となっています。
- 今後は、老朽化対策が必要になってくることが予想されるため、施設の点検調査や維持管理台帳などの整備に努め、長寿命化計画を作成し、計画的に維持管理を実施することが必要となっています。
- 大規模災害に対応できる汚水処理ライフラインとして、下水道耐震化計画に基づき、災害に強い下水道整備を図ることが必要となっています。
- 高齢化社会や人口減少に対応できるように、下水道計画の見直しを実施し、健全な経営を目指すことが求められます。

施策のめざす方向

- 豊かな自然と水環境を後世に残すために、公共下水道と浄化槽(合併処理)による生活排水処理を推進することにより、公共水域の水質汚濁の防止し、生活・快適環境の向上だけでなく自然環境・水環境の改善・保全に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 生活排水処理について理解を深め、排水処理対策に協力します。
- 異物(油や合成洗剤、生ごみなど)を流さないように注意します。
- 公共水域の汚濁、汚染防止策となる施設の設置や管理の徹底を進めます。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
下水道普及率	52.6%	58.0%
水洗化率	86.8%	90.0%
下水道啓発活動回数	5回	10回

主要施策の展開

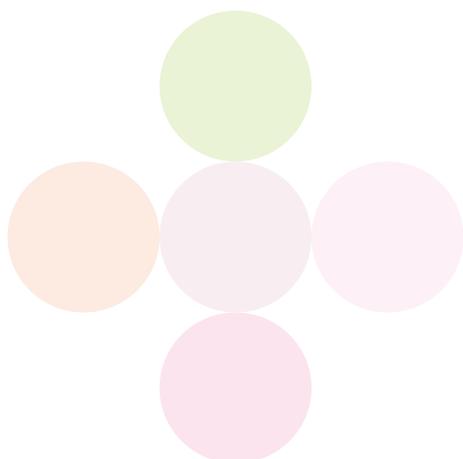
主要施策1	下水道施設の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅密集地など、公共水域の水質向上に効果の高い地区を優先して整備を行うとともに、加入促進に努めます。 ○河川水質検査を参考に、下水道計画区域外の地区については、河川上流部地区への市設置型合併浄化槽の普及を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の整備 ○市町村設置型浄化槽の整備
主要施策2	啓発活動の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○世代を超えて残していかなければならない豊かな自然環境の一部である水環境について、繰り返し啓発活動を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道・市設置型合併浄化槽の普及啓発の推進 ○施設見学会の開催 ○水環境関連イベントの開催

基本目標

5

心豊かな人を育む 教育・文化のまちづくり

基本施策	主要施策
26 義務教育の充実	1 自立して生き抜く力を培う教育の推進
	2 物事に興味・関心を持ち、考え抜き、やる気を育む確かな学力の育成
	3 自他への思いやりや情操を育む豊かな心の育成
	4 たくましく生きるための基盤となる健やかな体の育成
	5 児童・生徒を見守り育む、地域の教育力向上への取り組みの推進
27 生涯学習の推進	1 だれもが学び続けることのできる環境づくりの推進
	2 仲間とふれあい健全な心身を育むスポーツの推進
	3 本に親しみ豊かな心を育む生涯読書の推進
28 文化財の保護と活用	1 次世代への郷土伝統と文化財の継承



基本施策 26 義務教育の充実**現状と課題**

- 本市では、「たくましく 心豊かな人づくり」を義務教育の基本目標に設定し、本市に生きる人間として、親の思いや気持ちをしっかり受け止め、自らの生きる道は自らの判断でしっかり見定めて精一杯生きようとする、知・徳・体の調和が取れた児童生徒の育成に努めています。
- 次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力を身につけ、社会に貢献できる人間として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。
- 児童生徒数は年々減少するなど少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣や主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力の育成を重視した教育内容の充実などが必要となっています。
- 学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組むためには、まず、学校が地域から信頼されなければなりません。特色ある教育活動の推進、教職員の資質の向上、特別支援教育の充実及び学校施設、設備の整備を進めていくことが必要となっています。
- いじめや不登校などの心の問題に対し、校内体制を整えて相談・指導の充実に努めるとともに、子どもの安全の確保、地域の意見などを踏まえた学校の適正規模の検討など、保護者や地域と連携して総合的な教育環境の向上に努めることが必要となっています。

施策のめざす方向

- 次代を担う人材の育成に向け、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動、安全な学校施設・設備の整備など総合的な教育環境の向上に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 家庭における基本的な生活習慣やしつけを身につけさせるようにします。
- 地域における児童生徒の健全育成を支援します。
- 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動に協力します。
- 地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めることに協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
教職員の研修への参加割合	90%	100%
ALT ^(注) の配置	6人	9人
子ども支援スタッフの時間数の増加	週20時間	週27時間
わだつみ平和文庫を利用している学校の割合	22.2%	100%
外部指導者の充実	29人	40人
生活リズムの向上(早寝・早起き・朝ごはんを実施している児童の割合)	80%	100%
ICTによる連携事業を実施している学校の割合	16.7%	100%
通学路のグリーンベルト帯整備距離	2,980m	6,200m

主要施策の展開

主要施策 1	自立して生き抜く力を培う教育の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根ざした豊かで多様な学習環境を構築し、創意工夫に満ちた教育活動の展開を図ります。 ○児童生徒が主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力の定着・向上を図ります。 ○児童生徒が減少する中、教育の効果を考慮し、複式学級の解消対策に努めます。 ○教員の指導力の向上と外国語指導助手(ALT)の活用を図り、積極的に外国語を学び、活用できる実践活動を推進します。 ○省エネ活動や環境活動を実践します。 ○地域の教育力の活用を図る支援体制の充実を図ります。 ○地域住民や特に高齢者の熟練した知識や技術を子どもたちに伝える場を提供します。 ○教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な運営や学習環境の向上を図ります。 ○教職員の資質や能力、実践的指導力や適切な指導を推進します。 ○校長自らが各種教育課題への対応策を設定し、学校の自主性・自立性を確保します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○確かな学力の育成 ○教職員の資質の向上 ○教育機会の均等化 ○学校施設・備品などの整備

(注) ALT：外国語指導助手。

主要施策2	物事に興味・関心を持ち、考え抜き、やる気を育む確かな学力の育成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども支援スタッフのより効率的な活用を図り、一人ひとりにきめ細やかな指導を図ります。 ○保護者や地域の多様化するニーズに応じた情報提供を行い、就学に向けての相談体制の充実を図ります。 ○保育所(園)などと小学校との連携を密にするため、成長や学びの機会となる交流活動や、幼児教育と小学校教育における合同研修会などを実施し、相互の理解を深め円滑な移行が可能となる取り組みを推進します。 ○キャリア教育は、体験活動や講演会などを通じて実践に役立てます。 ○家庭教育支援のために関係機関と連携し、子育て支援に関する講演会や研修会の充実を図るとともに、人材の育成・活用を図ります。 ○幼児期の家庭の適切な親子関係、しつけなど、明るく礼儀正しい幼児の発育を目指し、家庭や地域、各機関が協力して教育力を強化します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○情報教育の推進 ○環境教育の推進 ○キャリア教育の推進 ○外国語教育の充実 ○特別支援教育の充実 ○伝統・文化の尊重と国際理解教育の推進 ○平和教育の推進 ○幼児教育の推進
主要施策3	自他への思いやりや情操を育む豊かな心の育成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒や保護者からの相談や連絡体制の強化を図ります。 ○学校と家庭が一体となって取り組み、児童生徒の生活環境・学習環境の向上を図ります。 ○「甲州市子ども10の誓い」を通じて、社会規範のかん養を学校、家庭、地域と連携して推進します。 ○日常生活の中で自然に読書できる能力を養います。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の推進 ○体験活動の推進 ○読書活動の推進 ○相談体制の充実 ○生徒指導の充実

主要施策4	たくましく生きるための基盤となる健やかな体の育成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が自主的に体力向上に取り組める環境整備を図り、体育の授業や特別活動に反映します。 ○「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを推進します。 ○児童生徒の減少を踏まえ、学校給食の安全を確保するため、学校給食センターを有効に活用するなかで、勝沼地区・大和地区の調理場施設の統合を図ります。 ○「食育」の一環として地場産品への理解を深め、学校給食における地産地消を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健の充実 ○学校給食の安全の確保 ○食育の推進 ○体力の向上
主要施策5	児童・生徒を見守り育む、地域の教育力向上への取り組みの推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒を交通事故、生活時の危険、自然災害などから守るために、学校で安全に対する活動や児童生徒が自ら状況を適切に判断し安全に行動できるように安全教育を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根ざした教育の推進 ○危機管理体制の充実 ○組織力の向上 ○特色ある学校づくりの推進 ○異校種間連携の推進 ○国際理解教育の推進 ○家庭教育との連携

基本施策 27 生涯学習の推進**現状と課題**

- 教育水準の向上や余暇時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など豊かな生活をおくるために、幼児期から高齢期までの生涯を通じた学習の実現が求められています。
- 本市では、甲州市中央公民館、勝沼中央公民館、大和中央公民館、地区公民館、自治公民館、図書館などを生涯学習の拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級などを開催するとともに、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しています。
- 社会・経済情勢が急速に変化する中で、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化しているとともに、市民一人ひとりが自発的に学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会に還元される学習環境づくりが求められています。
- 公民館をはじめとする生涯学習関連施設や図書館の充実に努め、市民の学習ニーズを常に把握しながら、特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成が求められています。
- その成果を生活や仕事に活かせるよう支援するとともに、自治公民館組織などの地域活動やボランティアなど自発的学習活動を活かすことで活気のある地域活動の形成につながる総合的な学習環境づくりを進めていくことが必要となっています。
- 青少年を取り巻く環境は、少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化、パソコンや携帯などの普及による情報の氾濫の影響などで大きく変化しています。
- このような状況が、青少年の意識や行動に大きく影響し、暴力化や引きこもり、凶悪犯罪の低年齢化など社会問題化しています。
- 本市では、甲州市青少年育成市民会議を中心に家庭や学校、地域、行政と連携をとりながら健全な社会環境づくりのため、体験・交流機会、社会参加機会の提供などにより、青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 甲州市「親のあり方 10か条」～心豊かな子どもを育てるために～を制定するなど、子どもたちのために親のあるべき姿を考える取り組みを市全体で進めています。
- 青少年の健全育成は、本市の重要課題であるという認識に立ち、家庭、学校、地域や関連各種団体など様々な機関と連携を密にし、全市一体となった青少年健全育成活動を推進していくことが求められます。
- スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして大きな役割を担っています。
- 本市では、生涯スポーツに取り組んでおり、数多くのスポーツ団体やスポーツ少年団が各スポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動を展開しています。
- スポーツ団体の自主的な活動の育成・支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、スポーツ振興に関する多様な取り組みを展開しています。
- 健康、体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

- 体育協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実とともに、既存のスポーツ・レクリエーション施設の充実や有効活用など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。
- 価値観がますます多様化する中で、生活の質や精神的価値を求める傾向が強まり、芸術・文化に対する関心が高まっています。
- 本市では、文化協会をはじめ、多くのサークルが中心となって、公民館などの施設を利用し、多種多様な芸術・文化活動を行っており、これら芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、講演などの多様な文化行事を展開しています。
- 芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、市民の一体感を高める重要な要素であり、地域活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞の機会や発表の機会の充実などに努めていくことが求められています。

施策のめざす方向

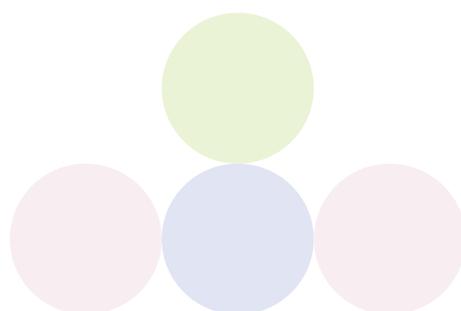
- すべての市民が生涯にわたって主体的に学び続け、充実した人生を送るとともに、その成果が本市のまちづくりに活かせるよう、生涯学習の環境づくりを進めます。
- 家庭、学校、地域や関連各種団体など関係機関と連携を密にし、情報を共有しながら、全市一体となって青少年の健全育成に努めます。
- だれもが生涯にわたって気軽にスポーツに楽しみ、楽しみながら健康づくりや体力づくりができるよう、生涯スポーツ社会の確立に向けた条件整備、普及啓発に努めます。
- 文化の薫り高い個性豊かなまちづくりや市民の一体感の醸成に向け、自主的な芸術・文化活動を一層促進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに活かします。
- 各種イベントに積極的に参加します。
- 図書館を身近に活用します。
- 学びあう仲間づくりに努めます。
- 地域の問題解決に取り組みに協力します。
- 地域での青少年健全育成・環境づくりに協力します。
- 甲州市「親のあり方 10か条」を実践します。
- 未成年者のたばこ、酒などの購入を抑止します。
- 日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し健康づくりに役立てます。
- 地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。
- 歴史、文化、芸術に興味を持ち、自ら活動します。
- 地域における文化活動の振興に努め、地域間の文化交流に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
地区公民館利用人数	47,704人	48,000人
中央公民館利用者数	77,467人	78,000人
文化団体の加入者数	1,336人	1,500人
夜間パトロールの実施回数	8回	12回
青少年育成の地域活動回数	397回	450回
スポーツ教室参加者数	216人	260人
スポーツ施設利用者数	58,879人	70,600人
図書館蔵書冊数	274,901冊	290,000冊
図書館資料貸出点数	249,574冊	260,000冊
人口一人当たりの貸出冊数	7.6冊	8冊



主要施策の展開

主要施策 1	だれもが学び続けることのできる環境づくりの推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が生涯にわたって学習活動に参加できるよう、甲州市教育振興基本計画に基づき、各世代の学習ニーズに勤め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。 ○広報誌、ケーブルテレビやホームページなどを活用し、各種講座や教室など生涯学習活動に関する情報提供に努めます。 ○中央公民館のホールなど、施設管理には万全の注意を払い、安全安心と周囲の環境整備に努めます。 ○地域住民の生涯学習を推進するため、主催事業の開催と市民の学習活動を支援します。 ○地域住民の高齢化や生活環境の変化に対応した地区公民館の適切な維持管理を図ります。 ○様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めます。 ○各種の社会教育団体や学習団体・グループ、自治公民館組織など育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を支援します。 ○個人的、社会的生活の充実のため、学習活動で得た知識や技術など生涯学習で得た知識や技術など生涯学習の成果を社会に還元し、豊かな生涯学習社会の実現に努めます。 ○人材バンクの登録を促進し、講師の情報について講座を希望する個人や団体に提供し市民の学習意欲を高めます。 ○各種芸術、文化団体の育成・支援に努めるとともに、研修や講座などを通じて指導者やボランティアの育成・確保を進め、市民の自主的な芸術・文化活動を一層促進します。 ○文化祭や各種講演会など、魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働のもとに進めるとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の拡充に努めます。 ○地域育成会、子どもクラブなど青少年団体を育成・支援します。 ○自然体験や生活体験活動などを通じて、青少年健全育成指導者やジュニアリーダーの指導者の育成・確保に努めます。 ○関係機関と連携し、非行の防止や有害環境の浄化など健全な環境づくりに関する活動を促進します。 ○青少年の地域活動、スポーツや芸術活動、ボランティア活動などへの参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動の普及・促進 ○生涯学習関連施設の充実・活用 ○芸術・文化の振興・鑑賞機会と発表会の充実 ○生涯学習活動の指導者育成と団体などの活動支援 ○青少年団体の育成 ○生涯学習成果の活用

主要施策2	仲間とふれあい健全な心身を育むスポーツの推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が気軽にスポーツなどに参加できるよう、各種講座やスポーツ教室、スポーツ大会など各種行事の内容充実及び運営体制の充実を図ります。 ○「ウォーキングのまち」をスローガンに掲げ、市民が健康で活気に満ちた生活を送れるようスポーツ活動の普及を推進します。 ○広報誌やケーブルテレビ、ホームページなどを活用し、各種講座・教室や大会などスポーツに関する情報の提供に努めます。 ○市民のスポーツに関するニーズを的確に把握し、市民が日常的に気軽に、そして、安全にスポーツに親しむことができるよう、計画的な整備充実を図ります。 ○学校体育施設開放も含め、その有効利用に努めます。 ○指定管理者制度の導入による管理運営体制を見直します。 ○講習会を通じて、スポーツ推進委員、体育指導員などの指導者の育成と資質の向上を図ります。 ○登録指導者の積極的な活用を行い、市民の多様なスポーツニーズに対応できるように指導者の確保を図ります。 ○総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主運営を支援します。 ○体育協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動に向けた育成・支援を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○身近でできるスポーツの普及・促進 ○スポーツ施設の充実・活用 ○スポーツ指導體制の確立
主要施策3	本に親しみ豊かな心を育む生涯読書の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の中で自然に読書できる能力を養います。 ○生涯学習の拠点として、市民の教養を高め文化の向上を図ります。 ○暮らしに役立つ図書館運営の推進に努めます。 ○利用者が求める多様な資料に対応できるよう資料の充実を図ります。 ○すべての利用者が安心して利用できる施設と、明るく親しみやすく快適な空間づくりを目指します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館の利用者サービスの向上 ○利用者支援の推進 ○図書館資料の充実 ○地域資料の充実(郷土の文化と歴史の継承) ○変化に柔軟に対処する図書館 ○子どもの読書活動の推進 ○市内学校との連携の充実

基本施策 28 文化財の保護と活用

現状と課題

- 本市に所在する文化財は、特色ある地域文化の形成に大きな役割を果たしており、本市の歴史を理解するうえで必要不可欠であります。また、外的要因や経年劣化に対し適切な措置を行う必要があります。また、未発掘の埋蔵文化財なども含め、常に市内の文化財に対し現状把握への努力と適切な維持管理が必要となります。特に個人や地域所有の文化財は、維持管理に対する金銭的負担などの問題もあり、文化財に対しての所有者の理解を一層深めることができるよう啓発活動に努め、次世代に引き継ぐための計画的対策を講じる必要があります。
- 本市の国、県、市の指定および登録の有形・無形文化財は、国宝3件を含め合計287件ありますが、未調査のため歴史的・文化的価値を有するものの評価に至らない文化財も数多く存在しており、それらの調査による価値の見出しや、適切な文化財としての位置づけによる保存管理を行うため、国の制度を活用しながら、積極的に指定・登録を目指す必要があります。
- 地域における文化財の保存と活用に関する意識を高めるため、文化財の存在意義やそれらが織りなす歴史的風致などについて、積極的に学習機会を提供するとともに、文化財への理解と文化財保存と活用への取り組みを、市民が主体となり地域一丸で行えるような啓発活動を取り入れていく必要があります。

施策のめざす方向

- 貴重な文化財の掘り起こしと保護・活用や地域文化の保存・伝承を図ります。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 貴重な文化財の掘り起こしと保護・活用や地域文化の保存・伝承に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
甲州市所有文化財来訪者数	甘草屋敷20,323名 宮光園8,316名 旧田中銀行2,200名	甘草屋敷22,300名 宮光園9,100名 旧田中銀行2,400名
指定文化財件数	国指定29件 県指定82件 国登録24件	国指定30件 県指定85件 国登録50件
文化財活用学習	歴史的風致散策5回 上条集落見学会5回 文化財イベント6回	歴史的風致散策6回 上条集落見学会6回 文化財イベント8回

主要施策の展開

主要施策 1	次世代への郷土伝統と文化財の継承
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○指定文化財の適切な保存に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財などについても発掘・調査や収集を行い、その保存・活用を進めます。 ○市民の理解を深めるため、広報誌およびホームページなどを通じた情報発信・郷土学習・講座の開催などを通じて、文化財や地域文化に対する市民の意識向上を図ります。 ○地域の伝統芸能、祭り、行事など地域文化の振興についても保存団体の育成・支援を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな文化財の指定・登録 ○文化財保護・保存と活用 ○歴史文化財を活用した学習機会の提供

基本目標

6

ともにつくる 参画と協働のまちづくり

基本施策	主要施策
29 協働のまちづくり	1 市民協働体制の整備
	2 各種相談窓口の充実
	3 国内外との交流活動の活性化
30 地域活動	1 コミュニティ活動の活性化
31 男女共同参画・人権の尊重	1 男女共同参画への意識改革の推進
	2 女性の社会活動参画の支援
	3 労働・雇用における男女共同参画の推進
	4 人権尊重意識の高揚
32 自治体経営	1 広聴広報の充実・情報公開の推進
	2 行財政改革の推進
	3 健全な財政基盤の確保
	4 効果的・効率的な財政運営の推進
	5 広域行政の推進
	6 公共施設の管理

基本施策 29 協働のまちづくり

現状と課題

- 市民のニーズは、さらに高度化・多様化しており、市民と行政がより協働したまちづくりが求められています。
- すべての分野で市民と行政とが一体となった協働のまちづくりが一層活発に行われるよう、行政が行うべきこと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にし、協働のまちづくりを進める基本方針や推進計画により、市民参画・協働に関する施策を総合的、計画的に進めていくことが必要となっています。
- 本市の特性や、資源を活かしながら、国内外の友好都市・姉妹都市との文化交流や人的交流を図ります。
- 市民レベルの主体的な地域間交流を促進するため、海外派遣などの各種交流事業を企画・推進するとともに、各種交流団体の育成・支援を行い、市民主体の活動の活性化を促進します。

施策のめざす方向

- 市民と行政の役割を明確にし、これまで以上に市民参画・協働のまちづくりを目指します。
- 市民と行政との協働体制の確立を進めるとともに、様々な団体と国内外の交流など多彩な連携と協働による活力ある地域づくりを推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。
- 自主的な国際交流活動・地域間交流活動を行います。
- 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。
- 市内在住の外国人と日常的な交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境づくりに協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
市民提案型協働のまちづくり事業 申請件数(年度)	3件	4件
法律相談会相談者数	72人	75人
合同相談会相談者数	9人	12人
相互交流事業の回数	8回	10回

主要施策の展開

主要施策 1	市民協働体制の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行政計画策定過程においては、パブリックコメント制度の活用、アンケート調査の実施などにより、市民の意見を求める機会の充実を図ります。 ○各種市民活動団体の自主的な活動を支援します。 ○ボランティア活動が広く理解され、だれもが参加できるよう、広報・普及活動の充実を図り、活動に参加しやすい環境づくりや新たな団体の育成に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会の開催 ○まちづくりアンケートの実施 ○協働のまちづくりの推進 ○市民提案型協働のまちづくり事業への支援
主要施策 2	各種相談窓口の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスの多様化に対応するため、柔軟な対応と行動ができるシステムづくりなど各種相談窓口の充実を図ります。 ○日常の相談に対して適切なアドバイスが行えるよう、職員の資質向上や関係機関との連携体制の強化を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○法律相談の実施 ○合同相談の実施
主要施策 3	国内外との交流活動の活性化
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の特性や資源を活かしながら、国内外の友好都市・姉妹都市との文化交流や人的交流を図ります。 ○市民レベルの主体的な地域間交流を促進するため、海外派遣などの各種交流事業を企画・推進します。 ○各種交流団体の育成・支援を行い、市民主体の活動の活性化を促進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○国内姉妹都市などとの交流の推進 ○国外友好都市との交流の推進 ○市内外国人の交流の推進

基本施策 30 地域活動

現状と課題

○地域活動への参加者の固定化や高齢化が進み、コミュニティ機能が十分図られていない地域もあるため、行政とより連携した体制を組むことが必要となっています。

施策のめざす方向

○地域と連携したまちづくりを行うため、コミュニティ活動が展開できる環境整備を進めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

○行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
自主防災研修会参加人数	60人	200人
自治会加入率	94.4%	100.0%

主要施策の展開

主要施策 1	コミュニティ活動の活性化
方向性	○地域と連携したまちづくりを行うため、自主防災組織の充実・強化などのコミュニティ機能の向上を図ります。
主な取り組み	○行政区活動への支援 ○自主防災組織への支援

基本施策 31 男女共同参画・人権の尊重

現状と課題

- 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する差別や偏見をなくし、すべての市民が平等に尊重されるため、一人ひとりが人権に対する理解と認識を深めることが求められています。
- そのため、人権擁護委員会を中心として、さらなる啓発活動に努めていくことが必要となっています。
- 人々の生活様式の変化や価値観の多様化とともに女性の社会参画が進んでおり、社会のあらゆる分野において女性の能力発揮や役割への期待が高まっています。
- 国では、平成27年に第4次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、あらゆる分野における女性の活躍、非正規雇用労働者や生活困窮者などの増加に伴う安全安心な暮らしの実現、男女共同参画社会に向けた基盤の整備など、地域の実情・特性を踏まえた主体的な取り組みが展開されるよう、地域における推進体制の強化を進めています。
- 本市においては、甲州フルーティー夢プランに基づき、男女共同参画推進委員会を中心に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。
- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性をもった生き方ができるように意識改革の推進が必要となっています。
- 男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において、社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていくことが求められています。

施策のめざす方向

- 男女共同参画社会の形成に向けて、男女共同参画推進条例、フルーティー夢プランに基づき、意識改革を進めながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。
- 性別だけでなく、すべての人が差別や偏見を受けない地域社会の実現を目指します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画の推進に努めます。
- 家族が互いに協力し、家事、子育て、介護などを行います。
- お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。
- 性別役割分担意識に基づく慣習などを見直し、地域における男女共同参画を推進します。
- 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。
- 雇用における機会均等や男女がともに能力を発揮できる職場環境の確保に努めます。
- 男女が家庭と仕事を両立できる職場環境づくりに努めます。
- 市が実施する男女共同参画に関する調査に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
男女共同参画推進のための事業数	9事業	11事業
審議会などの附属機関における女性委員の割合	30.3%	33%

主要施策の展開

主要施策 1	男女共同参画への意識改革の推進
方向性	○平成28年3月に制定された男女共同参画推進条例により、基本理念を定め、市、市民、及び事業者などの責務が明らかにされたことから、男女共同参画推進プランを計画的、総合的、効果的に推進します。
主な取り組み	○男女共同参画フォーラムの開催 ○市民への啓発活動の実施
主要施策 2	女性の社会活動参画の支援
方向性	○行政や企業、地域での女性の積極的な登用への働きかけを行い、社会における意思決定の場への女性の参画の促進に努めます。 ○学習活動などを促進し、女性の能力向上を支援します。
主な取り組み	○男女共同参画推進委員会による学習会などの開催

現状と課題

- 広報紙やホームページを通じて定期的に情報発信を行っていますが、時代のニーズに沿った指針を定める中で、住民からの要望に柔軟に対応できる仕組みが求められています。
- 人口減少などにより財源の確保が年々厳しさを増す中で、今後も歳出の見直しを行いつつ、自主財源の確保に努めていかなければならない状況が予想されることから、効果的な組織機構の見直しを行い、よりコンパクトな行政運営が図れる体制を構築することが必要となっています。
- 財政的に厳しい状況の中、限られた職員数で、効率的な自治体経営の推進を図るために、人件費の削減は避けられない状況であり、地方分権・国・県からの権限委譲・制度の複雑化などで職員一人ひとりの事務量は増大しているのが現状です。
- 自治体経営を維持していくためには、職員の資質、能力向上が必要であり、そのためには、人事評価の充実、適正な職員数、職員適正配置、再任用制度、職員研修の充実を図り、職員の人材育成を積極的に進めていくことが求められています。
- 民間にできる住民サービスの業務委託事務などを推進していくことも必要となっています。
- 収納率の向上については、一定の水準に達しているため、現状の取り組みを継続し、現在の収納率の維持向上に努めることが必要となっています。
- 社会情勢の変化や地方分権の進展、市民意識の多様化による行政需要の増大などにより、これまで以上に責任ある行政運営が求められています。
- これまでと同様の行政サービスを提供することには限界があり、これまで以上に簡素で効率的な行財政運営を行いながら、持続可能なまちづくりに努めることが重要となっています。

施策のめざす方向

- 限られた職員数で、最大限の自治体経営ができるよう職員一人ひとりの資質・能力の向上に努めます。
- 現状の取り組みを継続し、一層の収納率の向上に努めます。
- 本市が保有する公共施設について、更新、統廃合、長寿命化を全庁的、長期的視点から検討します。
- 簡素で効率的な行政経営の実現に努めます。
- 人口減少や少子高齢化など社会構造の変化に対応した行政サービスの提供に努めます。
- 本市の人口や財政規模に対応した行財政運営を推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 市政により関心を持ちます。

目標指標

指標名	実績値 (平成28(2016)年)	目標値 (平成34(2022)年)
市ホームページのページビュー	1,367,151PV	1,500,000PV
行政改革実施計画の達成率	89.6%	90%
市税収納率(現年)	99.56%	99.8%
基金現在高	3,751百万円	4,000百万円
ふるさと納税の本市への寄附件数	37,883件	45,000件
公共施設等総合管理計画に基づく 分野別個別計画の策定割合	10%	100%

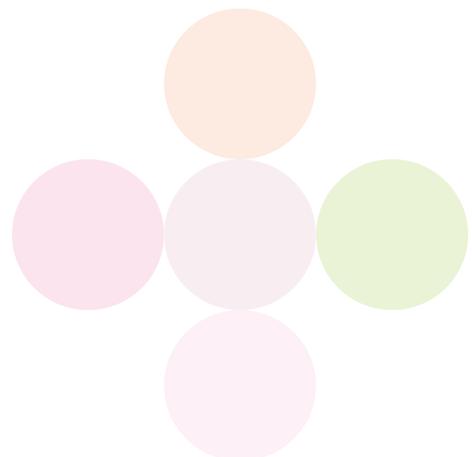
主要施策の展開

主要施策1	広聴広報の充実・情報公開の推進
方向性	○広報紙やホームページでの情報発信は従来どおり継続的に実施するとともに、多様化する住民ニーズにも的確に対応する中で、より効果的な取り組みを検討します。
主な取り組み	○広聴広報機能の推進 ○パブリシティ制度 ^(注) の推進
主要施策2	行財政改革の推進
方向性	○将来にわたり持続可能な行財政運営を行っていくため、引き続き、行政改革の取り組みを全庁が一体となって進め、行政システムの見直しと行政サービスの再構築に取り組めます。
主な取り組み	○行政改革大綱の推進 ○組織・機構の改革 ○人材育成と人事管理 ○指定管理者制度の活用

(注) **パブリシティ制度**：企業や官公庁、団体などが、製品やサービス、事業などに関する情報をプレスリリースなどを通じてマスコミ媒体に提供し、報道されるように働きかける広報活動のこと。

主要施策3	健全な財政基盤の確保
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○市税及び市税外収入の徴収にかかわる関係部署間の連携強化を図り、収納率の向上による自主財源の確保と、あわせて市民負担の公平性の確保に努めます。 ○本庁舎など公共施設のLED化を進め、経常経費全般の削減・合理化と財政負担の軽減を図ります。 ○市所有の未利用地については、取得した経過、今後の利用などを検討し、不用な土地を処分します。 ○適正な課税と収納率の向上に努めます。 ○きめ細やかな納税相談や滞納者に対するの差押えの強化、税負担の公平性や税込確保の観点から一層の収納率の向上に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○経常経費の節減 ○収納率の向上 ○未収金の解消 ○課税客体の把握 ○使用料・手数料の見直し ○未利用財産の処分 ○広告収入の向上 ○LED化の推進
主要施策4	効果的・効率的な財政運営の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○財政状況は厳しい状況が続くと予想されるため、引き続き効率的、効果的な行財政運営に努め、持続可能な行政経営に努めます。 ○市の財政状況を分かりやすく市民に公表し、市民と財政情報の共有を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○新地方公会計制度に基づく財務諸表の分析・活用 ○財政状況の市民への公表 ○ふるさと納税の推進
主要施策5	広域行政の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の共同処理については、既存の共同処理組織を維持します。 ○さらなる事務の効率化に向け、機関の共同設置なども検討します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○共同事務処理の推進 ○新たな広域連携・共同事務処理の検討

主要施策6	公共施設の管理
方向性	<p>○今後、合併前の旧市町村が建設した多くの施設が更新時期を迎えるため、公共施設等総合管理計画に基づく施設分類別の個別計画を策定し、各施設の長寿命化を含め、計画に基づく管理運営を徹底します。</p> <p>○本市の人口や財政規模などに見合った施設配置となるよう既存施設の更新・改修については、統合、廃止を含めた検討を行うとともに、計画的に実施し財政負担の軽減、平準化を図ります。</p> <p>○公共施設の計画的な整備を検討し、老朽化が顕著に進行している施設については、更新、統廃合、長寿命化などを検討し、財政負担の軽減・平準化を図りながら総合的かつ長期的な視点で進めます。</p>
主な取り組み	○公共施設等総合管理計画に基づく分野別個別計画の策定と推進





資料編

参考 甲州市総合戦略

甲州市附属機関(総合計画審議会)の
設置に関する条例

「第2次甲州市総合計画」策定経過

甲州市総合計画策定委員会設置規定

甲州市総合計画審議会名簿

第2次甲州市総合計画について(諮問)

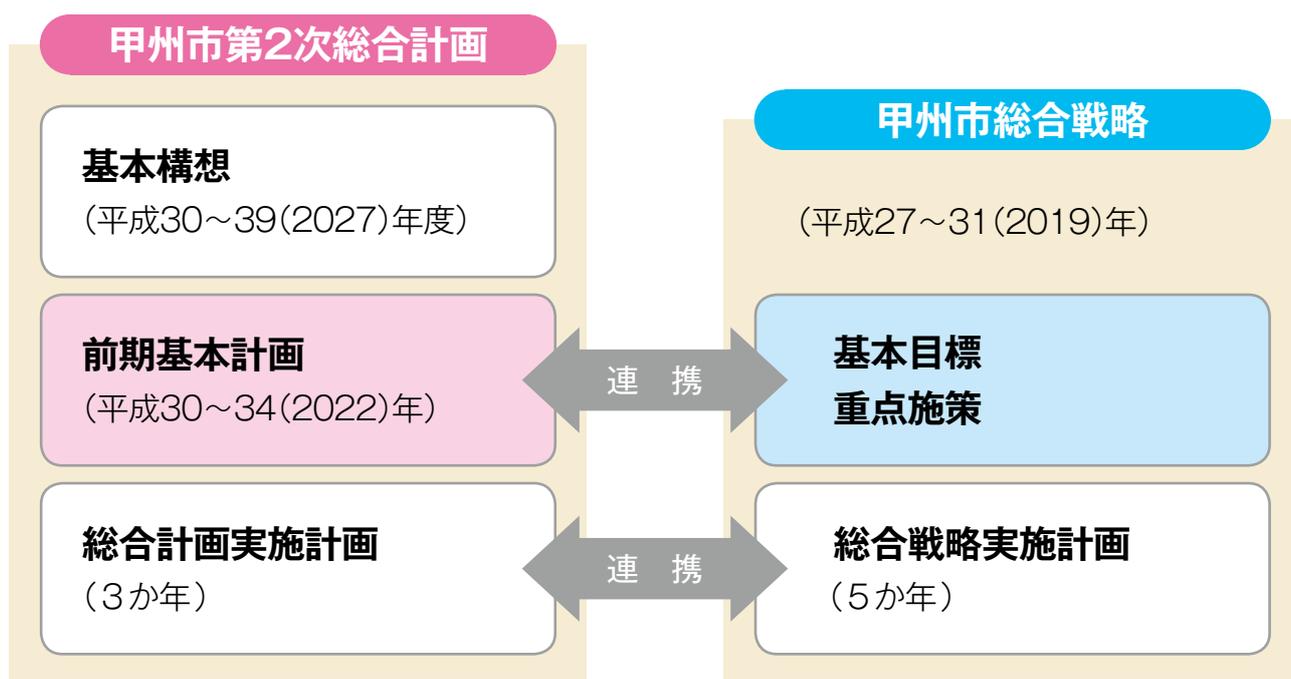
第2次甲州市総合計画について(答申)

甲州市総合戦略

1 甲州市総合戦略の位置づけ

本市では、平成27年2月に、「甲州市人口ビジョン」を策定し、予想される人口減少に歯止めをかけるべく、「甲州市総合戦略」を策定しました。この「甲州市総合戦略」では、基本目標や具体的な施策の実現に向けて、「第2次甲州市総合計画」と相互連携し、本市の経営資源を最大限に活用しながら推進することとしています。

そこで、基本計画(前期:平成30~34(2022)年度)においては、「甲州市総合戦略」と相互連携を図り、重点的に取り組むこととします。



2 甲州市総合戦略の展開

甲州市総合戦略では、5つの基本目標と重点施策を設定しています。

基本施策	主要施策
1 甲州市に根ざした新しい雇用の創出	1 農業の生産基盤の整備
	2 農業の成長産業化
	3 ワイン産業の競争力の強化
	4 事業再生と包括的創業支援
	5 新たな雇用の創出
2 人の流れをつくり地域経済を創出	1 シティプロモーション
	2 観光開発への地域資源の活用
	3 地域資源を結んだ観光地域の魅力アップ
	4 移住者に優しい情報発信
	5 来訪者を拡大する気軽な地域視察と周遊観光の整備
	6 空き家利用による新たな就業環境の整備と移住支援の促進
3 未来の甲州市を担う人材の創出	1 交流に対応した人材の育成とシニア人材の活用
	2 未来を担うたくましい子どもの育成
4 生み・育むことにやさしい環境の創出	1 結婚・出産に優しい環境の充実
	2 仕事と子育ての両立できる環境の整備
	3 無理のない子育て生活の実現
5 将来に渡る活力あふれる地域の創出	1 地域コミュニティの活性化
	2 公共交通の利便性の向上
	3 減災対策と地域の防災力の強化
	4 誇りあるふるさとへの思い
	5 少子高齢化社会に対応した公共施設等のマネジメント

基本目標1 甲州市に根ざした新しい雇用の創出

【基本的な方向】

基幹産業である農業において、生産基盤の整備や移住に伴う雇用の創出等、後継者対策を進めながら、品質向上、ブランド化、消費者ニーズの把握等による産地間競争に勝ち抜く競争力をつけるとともに、甘草等ハーブの活用等、新たな商品開発を促進します。また、ワイン産業においては積極的なマーケティング活動を推進し世界的なブランドを目指していきます。

■数値目標

指標名	数値目標(H31)
新規就農者数	70名
市制度活用による創業事業所数	8社
市内就職者の若年者割合	15%
市外から転入し就職した者の数	40名

重点施策1-1	農業の生産基盤の整備		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農業の経営規模拡大や有害鳥獣対策の促進等により生産現場の強化を図り、農業の持続化を進める。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 農業の生産現場の強化と有害鳥獣対策 	<ul style="list-style-type: none"> 農地流動化促進事業 新規就農者対策事業 ジビエ・ペットフード活用事業 	農地集積面積	100ha

重点施策1-2	農業の成長産業化		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の販路の確保・拡大を進めるとともに、地域資源を活用した6次産業化や新たな商品の開発により競争力を高めるよう農業が持つ潜在力を引き出していく。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 農産物の高付加価値化や新たな商品開発による競争力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 農産物海外輸出促進事業 農家民宿開業推進事業 甘草の商品化研究事業 甘草等ハーブを活用した事業 	6次産業化の取組数	15件(累計)
		新たな商品開発数	15件(累計)

重点施策1-3	ワイン産業の競争力の強化		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 甲州ワインの国内での地位を確立するようブドウの生産基盤の強化を図るとともに、栽培者とワイン生産者が一体となった積極的なマーケティング活動を推進し、世界的なワイン・ブランドの確立を目指していく。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 甲州ワインの世界的なブランドへの取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ワイン海外輸出促進事業 富士の国山梨峡東ワインリゾート構想事業 ふるさと名物応援事業 	輸出量	35,000本(累計)
<ul style="list-style-type: none"> ブドウの生産基盤の確保と強化 	<ul style="list-style-type: none"> ワイン醸造学科の誘致 ワイン醸造を食も含め総合的に学ぶ「甲州ワインアカデミー」の創設 ワイン用原材料ブドウ栽培新規就農者受け入れ事業 	新規ワイナリー創業数 ワイン用ブドウ栽培新規就農者	1社 5名(累計)
重点施策1-4	事業再生と包括的創業支援		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主や中小企業の後継者育成や事業の継承対策を図るとともに、空き店舗等を利用した起業・創業の支援を促進する。また、移住者の増加につながる本市の特色に合った企業の誘致を促進する。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 事業の再生と継承の円滑化と企業誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街空き店舗対策事業 事業継承支援事業 創業支援事業 企業誘致政策 	創業件数 創業支援者数	10件(累計) 70件(累計)
重点施策1-5	新たな雇用の創出(新規学卒者の地元定着)		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 大学との協働による地元定着を目指した雇用の創出 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者の地元定着 	<ul style="list-style-type: none"> 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 	新規学卒者の市内就職者数	年2名

基本目標2 人の流れをつくり地域経済を創出

【基本的な方向】

豊富な観光資源の磨き上げと発掘、フットパスコースの設定等、魅力ある観光ルートを開発し、観光情報・移住情報・子育て情報等の発信によるシティプロモーションを展開し、本市の魅力創出と効果的なPRを推進します。そして、来訪者が気軽に地域視察や周遊観光ができる環境を整備し、交流人口の増大から移住へと結びつけるようにします。また、空き家を利用したサテライトオフィスの誘致等による移住への可能性を検討していきます。

■数値目標

指標名	数値目標(H31)
観光入込数	年354万人
空き家の登録件数	年20件
移住希望者の相談件数	年120件

重点施策2-1	シティプロモーション		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・果樹園景観・文化等、本市の魅力を国内外の多くの人に知ってもらい交流人口の増加を図る。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> シティプロモーションの促進 	<ul style="list-style-type: none"> シティプロモーションによる魅力発信事業 情報発信と人的ネットワークの構築 	甲州市観光協会HP閲覧件数	年40万件
		市をPRするイベント数	年50件

重点施策2-2	観光開発への地域資源の活用		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本市が持つ資源を様々な角度から再度見直し、既存の観光拠点と繋げることで新たな観光メニューを開発し、懐の深い滞在ができるようにする。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した新たな魅力づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 寺社仏閣・名勝・旧跡等のPR活動 街道型フットパスコースの設定 	JR各駅の乗降者数	年220万人

重点施策2-3	地域資源を結んだ観光地域の魅力アップ		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 観光情報の整理、観光拠点の整備やネットワーク化を進めることで、来訪者の多様性に対応した快適な滞在の実現を図り、交流人口の増大から移住・定住への展開を図る。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 来訪者に対する受け入れ体制の整備とネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内所ネットワーク事業 来訪者に対する受け入れ体制の整備強化 観光拠点のネットワーク 歩くまちづくりの推進 	観光案内所利用者数	年24,000人
重点施策2-4	移住者に優しい情報発信		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 広く多くの人々に情報が届くよう、様々な手段による情報の発信体制の整備・強化を図る。特に子育て世代が注目する情報において、本市が優位な物事を的確に発信できるようにしていく。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 移住情報等の発信 	<ul style="list-style-type: none"> 移住情報の一括発信 情報の発信体制の整備 	ガイドブック発行数	年20,000部
重点施策2-5	来訪者を拡大する気軽な地域視察と周遊観光の整備		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 利用しやすい巡回バスを運行し、本市の資源や魅力を知って感じてもらうことで交流人口の増加から定住人口へと結びつける。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 地域資源視察・観光巡回バスの運行 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源視察・交流バス 	巡回バス利用者数	年1,500人
重点施策2-6	空き家利用による新たな就業環境の整備と移住支援の促進		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を利用したサテライトオフィスの誘致や二地域居住、移住の促進を図る。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 空き家を利用した移住の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 移住促進事業 空き家対策の推進 企業の地方移転促進等の仕組みづくり 	空き家バンク取引成立件数	年5件

基本目標3 未来の甲州市を担う人材の創出

【基本的な方向】

今後見込まれる交流人口の増大に対応する人材の育成を図り、受け入れ体制の強化を促進します。また、地域で活躍できるシニア世代の人材活用や、未来をたくましく拓くことができるよう子どもたちへの教育に力を入れていきます。

■数値目標

指標名	数値目標(H31)
学校満足度	向上
高齢者の就労率	30%増

重点施策3-1	交流に対応した人材の育成とシニア人材の活用		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本市の魅力を来訪者に的確に伝えていく人材の確保を促進する。また、増大する交流人口や地域の活性化に対してシニア世代の能力を活かしていく。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 交流人口の増大に対応する受け入れ体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 古民家での交流を活用した観光振興 シニア世代の能力を活かした魅力ある地域づくり 	観光ボランティア登録数 シルバー人材センター登録者数	54人(累計) 250人

重点施策3-2	未来を担うたくましい子どもの育成		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 次世代の甲州市を担う子どもたちへ確かな学力の定着・向上を図るため教育の質を高めていく。また、地域を支えている様々な職業人と交流することで視野の広い、社会性のある人材を育成していく。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 甲州市の特色を活かした教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 教育環境づくりプロジェクト事業 教育情報化支援員派遣事業 英語指導助手派遣事業 	全国学力・学習状況調査における平均正答率割合	向上
<ul style="list-style-type: none"> 地域を支える人々との触れ合い 	<ul style="list-style-type: none"> 学校支援地域本部事業 	学校へのボランティア派遣割合	向上

基本目標4 生み・育むことにやさしい環境の創出

【基本的な方向】

大学と連携した科学的根拠にもとづく保健医療活動の実施等、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目のない支援と、子育て世代の仕事と生活の調和を目指した経済的負担の軽減と母親の就業への環境整備を促進します。また、独身者に対する多様な出会いの場の提供をすることで、家庭を持つことの可能性を広げていきます。

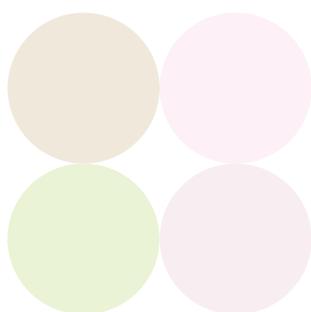
■数値目標

指標名	数値目標(H31)
子育て世代人口(20歳から39歳)	5,527人
合計特殊出生率	1.45
婚姻率	45%

重点施策4-1	結婚・出産に優しい環境の充実		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 独身男女の出会いの場を創出することで婚姻率を上げていく。また、妊娠・出産・子育てを包括的な相談支援体制を整備することで、子どもを生み育てやすい環境を提供していく。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 出会いの場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 独身男女への出会いの場の提供 恋人の聖地活用 	出会いの機会の創出数	年8回
		カップル成立数	年5組
<ul style="list-style-type: none"> 包括的な相談支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり(甲州版ネウボラ) 	甲州市で子育てをしたいと思う親の割合	90%
		次の子どもを産みたいと思う親の割合	70%

重点施策4-2	仕事と子育ての両立できる環境の整備		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 働きながらの子育てがよりしやすいように体制を整備・充実していく。また、本市から健診やイベント等の適切な情報を発信し子どもの成長に役立てる。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 子育て生活の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て生活応援アプリの提供 	アプリを活用した健診、イベント参加者	30%増
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援(サービス体制) 	子育て応援サービス利用者の増	30%増

重点施策4-3	無理のない子育て生活の実現		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代への、子育てや教育に要する費用負担の軽減を図るための支援を行い、社会で子育てを行う環境を整備していく。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代の負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 第2子以降児出生支援事業 子ども医療費助成事業の拡充 赤ちゃんすくすく事業の拡充 県外通学者通学費助成金 	第2子出生者数	20%増



基本目標5 将来に渡る活力あふれる地域の創出

【基本的な方向】

地域の拠点となる施設の整備や内外の人材の活用による地域コミュニティの活性化を図るとともに、高齢者にも安心して生活できるよう生活サービス機能の持続をすすめます。また、市民主体の地域防災力の強化や人口減少社会に対応した公共施設等の適切な維持管理と空き家対策を推進することで安全・安心な地域環境づくりを進めます。

■数値目標

指標名	数値目標(H31)
市民の地域を安全と感じる満足度	100%
地域行事への参加率	70%

重点施策5-1	地域コミュニティの活性化		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域の拠点となる施設の整備を促進し地域コミュニティの維持を図り、市内外の人材の活用による地域の活性化を促進する。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 地域の拠点となる施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> JRの3駅及び周辺地区の活性化 学校基本構想・基本計画策定 	地域拠点施設整備件数	5件
<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化対策 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化に向けた内外人材の積極的な活用と育成の推進 	地域おこし協力隊受け入れ数	3名

重点施策5-2	公共交通の利便性の向上		
重点施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 進行する高齢化に対応した生活サービス機能の持続や利用者の利便性の向上を図るため、バスの運行時刻の適正化を推進する。 		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
<ul style="list-style-type: none"> 生活サービス機能の持続と利便性の高いバスの運行 	<ul style="list-style-type: none"> バス運営時刻の適正化 	バス利用者数	年15万人

重点施策5-3	減災対策と地域の防災力の強化		
重点施策の概要	・安全安心な暮らしを確保するため、住民主体の地域防災の充実を図る。		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
・地域防災の担い手の確保	・自主防災組織の育成事業 ・地域防災の担い手の確保	自主防災組織結成率 消防団員数 防災士数	100% 1,050名 100名
・地域防災力の強化	・地域の防災力強化 ・災害に強く市民の生命や財産、安心な暮らしを守るまちづくり	減災協定に基づき 防災から減災への啓 発・講演会開催数 耐震診断、耐震改修 率	15回 100%(年間目標件数 の割合)

重点施策5-4	誇りあるふるさとへの思い		
重点施策の概要	・本市で生まれた人はふるさとにとどまり、都会に出た人はふるさとに帰るきっかけとなるよう、ふるさと愛の醸成を図る。		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
・ふるさとづくりの推進	・地区の言い伝えの映像化	情報発信による移住 希望者	年10組

重点施策5-5	少子高齢化社会に対応した公共施設等のマネジメント		
重点施策の概要	・今後一斉に老朽化する既存ストックの戦略的な維持管理・更新に取り組む。		
具体的な施策	地方創生事業	指標	KPI(H31)
・適切な公共施設の管理運営	・人口減少等社会情勢の変化に適切に対応した公共施設の管理運営	公共施設等総合管理 計画に基づく施設類 型別管理計画の策定 率	70%

甲州市附属機関(総合計画審議会)の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び所掌事務)

第2条 市長の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

甲州市総合計画審議会

(組織)

第3条 附属機関は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員の要件欄に掲げる者のうちから、市長(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、規則で定めるところにより、市長が任命し、又は委嘱する。

(会長等)

第4条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等)

第6条 附属機関は、その所掌する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(部会等)

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の所掌事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(甲州市総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(7) 甲州市総合計画審議会条例(平成18年甲州市条例第5号)

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の条例の規定による各附属機関並びにその会長、副会長、委員及び専門委員は、それぞれこの条例による相当の附属機関並びにその会長、副会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成23年3月30日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年甲州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成23年10月3日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲州市附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の甲州市附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により任命された甲州市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第1条の規定による改正後の甲州市附属機関の設置に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により、甲州市スポーツ推進審議会(以下「新審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により定められた旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の条例第4条第2項の規定により新審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則(平成24年6月28日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年甲州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年12月21日条例第35号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の施行の日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の甲州市景観審議会並びにその会長、副会長及び委員は、この条例による改正後の甲州市景観審議会並びにその会長、副会長及び委員となり、同一性をもって存続する。

(甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年甲州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年9月26日条例第25号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年甲州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年3月24日条例第5号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年甲州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年10月1日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年甲州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年3月18日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

1 市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
甲州市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。 (1) 総合計画の作成の基準となるべき事項 (2) 総合計画の実施に関して必要な事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関連する重要な事項	35人以内	(1) 学識経験を有する者、地域を代表する者及び関係行政機関の職員 (2) 公募による者	当該諮問に係る審議の期間

「第2次甲州市総合計画」策定経過

年 月	事 項
平成28年 9月	○第1回総合計画策定委員会
	○甲州市総合計画見直しのためのまちづくりアンケート調査
11月	○第1回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、会長・副会長の選任 ・第2次甲州市総合計画について市長から諮問 ・審議会の運営等について ・第2次甲州市総合計画の策定方針について ・甲州市まちづくりアンケートについて
平成29年 3月	○第2回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第1次甲州市総合計画の施策検証結果報告について ・まちづくりアンケート結果報告について
6月	○総合計画策定委員会合同分科会
8月	○第2回総合計画策定委員会
9月	○第3回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次甲州市総合計画の策定状況について
11月	○第3回総合計画策定委員会
	○第4回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次甲州市総合計画(案)について
12月	○「第2次甲州市総合計画(素案)」に対する市民から意見募集(パブリックコメント)
平成30年 2月	○第4回総合計画策定委員会
	○第5回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次甲州市総合計画(案)について
3月	○3月市議会定例会において基本構想を議決

甲州市総合計画策定委員会設置規定

(設置)

第1条 甲州市の総合計画を合理的かつ能率的に策定するため、甲州市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査し、審議する。

- (1) 総合計画の基本方針、基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 実施計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び市長部局、行政委員会、公営企業等の課長職以上の職員の中から市長が任命した委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長を、副委員長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が定める順番に従い、その職務を代理する。

(部会の設置)

第4条 業務を円滑に行うため、委員会に次の部会を置く。

- (1) 行政システム部会
 - (2) 住民福祉部会
 - (3) 産業振興部会
 - (4) 社会基盤部会
 - (5) 教育文化部会
- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。
 - 3 部会に所属する委員は、委員長がその者の行政事務上における分掌事務を考慮して指名する。この場合において、特に必要と認めるときは、その者を2以上の部会へ所属させることができる。

(部会長等の職務)

第5条 部会長は、委員長の命を受け部会の事務を掌理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会への出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、その者を所属する部会以外の部会へ出席させることができる。

- 2 部会長は、部会の運営に当たり必要と認めるときは、その都度委員以外の当該事項に関係ある職員を

当該部会に出席させることができる。

(分科会の設置)

第7条 委員会は、各部会の運営にあたり分科会を設けることができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月26日訓令第2号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

甲州市総合計画審議会名簿

氏名	所属団体等	備考
雨宮 修	行政相談員	
雨宮 主計	区長会会長（塩山）	
雨宮 亘	公民館長・主事会長	
萱原 春美	市民委員	
金井 正喜	区長会副会長（勝沼）	H28
橘田 尊男		H29～
佐藤多賀子	男女共同参画推進委員会委員長	
木下 強	区長会副会長（大和）	H28
佐藤 治光		H29～
志村 功	市商工会会長	
中村 功	市社会福祉協議会会長	
中村 道子	女性団体連絡協議会理事会会長	
武井 利晃	甲州青年会議所理事長	H28
西海 達彦		H29～
平山 尋文	農業委員会会長	H28
有賀 利隆		H30.2.1～
保坂 一久	観光協会会長	
丸山 正次	山梨学院大学教授	
矢崎 秀明	教育委員	

第2次甲州市総合計画について(諮問)

甲州政第168号

平成28年11月14日

甲州市総合計画策定審議会

会長様

甲州市長 田辺 篤

第2次甲州市総合計画について(諮問)

このことについて、第2次甲州市総合計画の策定にあたり、甲州市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 1 第1次甲州市総合計画(後期基本計画)の評価に関する事
- 2 第2次甲州市総合計画の策定に関する事

第2次甲州市総合計画について(答申)

平成30年2月9日

甲州市長 田 辺 篤 様

甲州市総合計画審議会
会長 丸 山 正 次

甲州市総合計画について(答申)

平成28年11月14日付け甲州政第168号で当審議会に諮問のありました「第1次甲州市総合計画(後期基本計画)の評価に関すること」「第2次甲州市総合計画の策定に関すること」について慎重に審議を重ねた結果、別紙の第2次甲州市総合計画(案)を妥当であるものとして答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、次の事項に留意されるよう要望します。

記

- 1 「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」の将来像を目指すなかで、市民に幅広く理解をしてもらい、ともに計画の推進に取り組んでいけるよう、市民目線に立ち、丁寧な周知を図りながら、着実に施策の展開を図られたい。
- 2 人口減少や少子高齢化がさらに加速することが見込まれる中で、子育て環境や雇用環境の整備など、市民にとって魅力的で豊かさを実感しながら暮らせる環境づくりを目指し、市民の満足度の向上やふるさと甲州への愛着や誇りを醸成する施策の展開に努められたい。
- 3 この答申のほか、当審議会の審議過程において各委員から出された個別分野に関わる提案や意見、市民からの提言、まちづくりアンケートの結果等を十分尊重して、実施計画の策定や施策の実施に努められたい。

甲州市まちづくりプラン
(第2次甲州市総合計画)

発行日 平成30年3月

発行 山梨県 甲州市

編集 政策秘書課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

TEL:0553-32-2111(代表)

URL:<http://www.city.koshu.yamanashi.jp>



甲州市まちづくりプラン
(第2次甲州市総合計画)